昭26.12.11.

官報

主要目次

省　令

○商工組合中央金庫法施行規則の一部改正　一八一頁
○診療エックス線技師学校養成所指定規則　一八一

規　則

○人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部改正　一八二
○勤務地手当の支給地域の区分に関する官署の指定　一八二
○電波法施行規則の一部改正　一八六
○無線従事者国家試験及び免許規則の一部改正　一八六
○無線局運用規則の一部改正　一八七

告　示

○統計法に基く指定統計指定の一部改正　一八七
○無線局免許　一八七
○無線局承認　一八七
○土地調整委員会設置法による鉱区禁止地域指定　一九〇
○学校法人工学院大学からの寄附金募集に関する届出承認　一九一
○連合国財産の譲渡、引渡し命令　一九二
○連合国財産の返還等に関する政令により電気通信大臣に通知した事項　一九二
○健康保険法及び船員保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部改正　一九四
○運輸審議会の決定（大分港ほか二港の港湾区域の認可について）　一九四
○呉荒神町郵便局移転　一九四
○肥前池野郵便局改称　一九四
○小型記念通信日附印を吉原郵便局等に使用する件　一九四

省　令

◉大蔵省令第二号
通商産業省令第二号

商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように制定する。

昭和二十六年十二月十一日

大蔵大臣　池田　勇人
通商産業大臣　高橋龍太郎

商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令

商工組合中央金庫法施行規則（昭和十一年商工、大蔵省令）の一部を次のように改正する。

「商工大臣」を「通商産業大臣」に改める。

第一條中「連合会、」を削り、「市街地信用組合」を「信用金庫」に改める。

第二條を次のように改める。

第二條　削除

第四條第一項中「及所属連合会」を削る。

第五條第一項中「若ハ所属連合会」を削る。

第七條ノ二を削る。

第八條第一項中「一所属連合会」を「其ノ一構成員（構成員ガ事業協同組合タルトキハ其ノ組合員ヲ含ム）」に改め、同條第二項中「又ハ第四号」を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十二月七日から適用する。

◉文部省令第四号
厚生省令第四号

診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十三條の規定に基き、診療エックス線技師学校養成所指定規則を次のように定める。

昭和二十六年十二月十一日

文部大臣　天野　貞祐
厚生大臣　橋本　龍伍

診療エックス線技師学校養成所指定規則

（この省令の趣旨）

第一條　診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第二十條第一号の規定に基く学校又は診療エックス線技師養成所（以下「養成所」という。）の指定に関しては、この省令の定めるところによる。

2　前項の学校とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條又は第九十八條の規定による学校及びこれらの学校に附設する同法第八十三條の規定による学校をいう。

（指定の申請手続）

第二條　学校又は養成所について、文部大臣又は厚生大臣（以下「主務大臣」という。）の指定をうけようとするときは、その設置者は、左の事項を記載した申請書を学校又は養成所の所在地の都道府県知事（公立の学校については、その所在地の都道府県教育委員会とする。以下同じ。）を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

一　目的
二　設置者の住所及び氏名又は名称
三　名称
四　位置
五　設置年月日
六　学則（教育課程を含む。）
七　学生の定員
八　長の氏名及び履歴
九　教員の氏名、履歴及び担当科目
十　校舎の各室の用途及び坪数並びに建物の配置図及び平面図
十一　教育用のエックス線装置その他の機械器具、標本、模型及び図書の目録
十二　実習施設の名称、位置、開設者の氏名又は名称及び実習用設備の概要
十三　維持経営方法
十四　収支予算及び向う二年間の財政計画

（指定後の変更手続）

第三條　文部大臣の指定を受けた学校（以下「指定学校」という。）又は厚生大臣の指定を受けた養成所（以下「指定養成所」という。）の設置者は、前條第六号、第七号若しくは第十号に掲げる事項又は実習施設を変更しようとするときは、あらかじめその所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

2　指定学校又は指定養成所の設置者は、前條第二号から第四号までに掲げる事項に変更があつたとき（設置者自体に変更があつたときを除く。）又は指定学校若しくは指定養成所の長が変更したときは、一箇月以内にその所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

（学校養成所の指定基準）

第四條　左の各号の要件を具備する学校又は養成所でなければ、指定学校又は指定養成所となることはできない。

一　入学資格又は入所資格は、学校教育法第五十六條第一項に該当する者であること。
二　修業年限は、二年以上であること。
三　教育内容は、別表第一に定めるものを基準とすること。
四　学生の定員は、各学級につき十人以上五十人以下であること。
五　各学級につき適当な広さを有する一以上の専用教室を有すること。
六　全波整流型のエックス線装置その他教育上必要な機械器具、標本及び図書を有すること。
七　別表第二に掲げるエックス線装置を有する適当な病院を実習施設として利用しうること。
八　管理及び維持経営の方法が確実であること。

（報告）

第五條　指定学校又は指定養成所の長は、毎学年度開始後二箇月以内に左の各号に掲げる事項を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない。

一　当該学年度学年別学生数
二　当該学年度収支予算
三　前学年度における教員の異動
四　前学年度における経営の状況及び収支決算
五　前学年度における教育実施状況の概要
六　前学年度の卒業者数

（主務大臣の指示）

第六條　主務大臣は、指定学校又は指定養成所の教育方法、施設その他その内容が適当でないと認めるときは、設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

（指定の取消）

第七條　指定学校又は指定養成所が、第四條各号に掲げる要件を具備しなくなつたとき又は設置者若しくは長が前條の規定による主務大臣の指示に従わないときは、主務大臣は、指定学校又は指定養成所の指定を取り消すことができる。

（指定取消の申請手続）

第八條　指定学校又は指定養成所について、主務大臣の指定の取消を受けようとするときは、その設置者は、左に掲げる事項を記載した申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一　指定の取消を受けようとする理由
二　指定の取消を受けようとする予定期日
三　在学中の学生があるときはその処置

（国の設置する学校養成所の特例）

第九條　国の設置する学校又は養成所について主務大臣の指定を受けよう

毎日文庫　明治二十五年二月三日　第三種郵便物認可

とするときは、当該学校又は養成所の所管大臣は、第二條第一号から第十二号までに掲げる事項を記した書面をもつて主務大臣に申し出るものとする。

2　国の設置する学校又は養成所については、この省令の規定は、左の各号のように読み替えるものとする。

一　第三條第一項中「設置者」とあるのは「所管大臣」と、「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。」とあるのは「主務大臣に通知しなければならない。」とする。

二　第三條第二項中「設置者」とあるのは「所管大臣」と、「第二号から第四号まで」とあるのは「第三号若しくは第四号」と、「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。」とあるのは「主務大臣に通知しなければならない。」とする。

三　第五條中「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に」とあるのは「主務大臣に」とする。

四　第六條中「設置者又は長」とあるのは「所管大臣」と、「指示」とあるのは「申出」とする。

五　第七條中「第四條各号に掲げる要件を具備しなくなつたとき又は設置者若しくは長が前條の規定による主務大臣の指示に従わないとき」とあるのは「第四條各号に掲げる要件を具備しなくなつたとき」とする。

六　第八條中「設置者」とあるのは「所管大臣」と、「その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に提出しその承認を受けなければならない。」とあるのは「主務大臣に申し出るものとする。」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一

科目	時間数
基礎医学大要及び生理学（局所解剖を含む。）	一八〇
病理学	四五
衛生学及び公衆衛生学（細菌学及び消毒法を含む。）	四五
物理学通論	一八〇
物理学（放射能物理学を含む。）及びエックス線物理学	一八〇

科目	時間数
化学	九〇
電気工学	一五
写真化学通論	一五
生物学概論	一五
放射線生物学	一五
教育法規	一五
関係設備及材料	一五
診療エックス線設備及写真用具	二〇
写真暗室及写真材料	一五
感光剤及補助用具	一五
造影剤	一五
患者取扱法	一五
エックス線発生装置操作法	一五
装置操作法	一五
エックス線発生装置規格	一五
エックス線発生装置検査法	一五
エックス線発生装置故障対策	一五
撮影技術一般	一五
特殊撮影技術	一五
治療技術一般	一五
エックス線治療測定法	一五
特殊治療法	一五

科目	時間数	内容	習得実備考
危害防止法	一五		
フイルムの処理	一五		
エックス線設備整備法	一五		
撮影装置の清掃	一五		
故障の応急処置	一五		
計	一、七五〇		
エックス線発生装置操作法	四〇	撮影技術及治療技術については、医師である教授が教授する。但し、撮影技術については、診療エックス線技師である教員がその一部を分担して教授することができる。	
フイルムの処理	二〇		
エックス線発生装置整備	二〇		
計	八〇		

二　エックス線発生装置操作法については、医師又は診療エックス線技師である教員が教授する。

三　医師である教員のうち少くとも一人は、エックス線に関し相当の学識経験を有するものでなければならない。

別表第二

名称	規格	数量
固定治療用装置	一、二〇〇キロボルト以上七五キロボルト以上	一以上
固定診断用装置	一、〇〇〇キロボルト以上	一以上
移動型装置	（大電流小電流）	一以上
間接撮影用		一以上
携帯用		一以上

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基き、**人事院規則九―七**（俸給等の支給）の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月十一日

人事院総裁　浅井　清

第八項を次のように改める。

8　勤務地手当は、職員が勤務する官署の所在する地域について給与法別表第六に定める支給地域の区分（人事院規則九―一一第一條に定められた官署については同條の表に定める支給地域の区分）に従つて支給する。（昭和二十六年十月一日適用）

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基き、勤務地手当の支給地域の区分に関する官署の指定に関し、次の人事院規則を制定する。

昭和二十六年十二月十一日

人事院総裁　浅井　清

人事院規則九―一一（昭和二十六年十月一日適用）

勤務地手当の支給地域の区分に関する官署の指定

第一條　給与法第十二條第四項に規定する地域に所在する官署及びその官署に勤務する職員の勤務地手当の算出の基礎となる同條第二項の支給地域の区分は、次の表のとおりとする。

所在地	官署	支給地域の区分
北海道	十勝支庁管内　大正村	釧路地方法務局大正出張所	二級地
		大正郵便局	二級地
	音更村	帯広畜産大学附属農場第二分場	一級地
	十勝種畜牧場		一級地
	下牧郵便局		一級地
	駒場郵便局		一級地
	国立十勝療養所		二級地
	川西村	下稲田郵便局	二級地
青森県	南津軽郡　中郷村		一級地
	黒石営林署		一級地
岩手県	岩手郡　滝沢村	岩手種畜牧場	一級地
宮城県	宮城郡　大沢村	青森営林局仙台営林署大沢担当区事務所	一級地
		国家地方警察宮城県仙台地区警察署半沢巡査駐在所	一級地
		国見無線中継所	一級地
		大沢郵便局	一級地
	桃生郡	仙台電波監視局	一級地
	牡鹿郡　須江村	東北大学理学部女川海洋水産研究所	一級地
	女川町	東北大学地球物理学教室附属地震津浪地磁観測所	一級地
		東北大学農学部農学研究所女川水産実験所	一級地
山形県	南村山郡　滝山村	山形大学教育学部滝山分教場	一級地
	滝山郵便局		一級地
福島県	石城郡　豊間町	国立療養所桜ヶ丘病院	一級地
	安積郡　富田村	農林省福島統計調査事務所郡山試験地	一級地
茨城県	東茨城郡　渡里村	茨城大学	二級地
	緑岡村	国立水戸病院	二級地
		東京営林局水戸営林署水戸担当区事務所	一級地
		国家地方警察茨城県水戸地区警察署緑岡村千波巡査駐在所	一級地
		緑岡郵便局	一級地
		水戸電話中継所	一級地
		中央気象台高層気象台	一級地
	小野川村	小野川郵便局	一級地
	猿島郡　勝鬨村	農林省茨城統計調査事務所古河出張所	一級地
栃木県	河内郡　平石村	宇都宮大学農学部附属畜産実験所	一級地
		宇都宮大学農学部附属平石農場	一級地
		国家地方警察栃木県宇都宮地区警察署平石村石非巡査駐在所	一級地
		国立宇都宮療養所	一級地
		岡本駅前郵便局	一級地
	城山村	国立栃木療養所	一級地
	古里村	国家地方警察栃木県宇都宮地区警察署古里村岡本巡査駐在所	一級地
	筑波郡　姿川村	宇都宮少年監別所	一級地
	国本村	農林省東京競馬事務所関東支所	一級地
		宇都宮大学	二級地
		宇都宮大学芸学部附属小学校	二級地
群馬県	群馬郡　東村	前橋営林局前橋営林署前橋担当区事務所	一級地
	北群馬郡　金島村	国立療養所大日向荘	一級地
埼玉県	南埼玉郡　黒浜村	国立埼玉療養所	一級地
	北足立郡　伊奈村	小室無線受信所	一級地
千葉県	印旛郡　千代田町	千葉大学教育学部分校	三級地
	旭　村	四街道郵便局	三級地
	誉田村	国立療養所下志津病院	三級地
	千葉郡	国立下総療養所	一級地
	東葛飾郡　田中村	国立療養所柏病院	一級地
	印旛郡　臼井町	臼井無線送信所	一級地
	松戸市	東京航空標識所	一級地
		国立松戸療養所	四級地
東京都	北多摩郡　国立町	一橋大学	五級地
		郵政職員訓練所東京研信所	五級地
		国立郵便局	五級地
神奈川県	横浜市	国立横浜病院	五級地
	中　郡　大野町	農業技術研究所園芸部、農業土木部、生理遺伝部	三級地
	三浦郡　初声村	東京電波監視局	三級地
		電波部標準電波発射所	五級地
		中央電波観測所	五級地
		東京学芸大学小金井分校	五級地
		東京学芸大学附属小金井中学校	五級地
		東京農工大学繊維学部、附属農場、繊維工場、製糸工場	五級地
		家畜衛生試験場小平分室	五級地
	小平町	一橋大学小平分校	五級地
		国立武蔵療養所	四級地
	田無町	電気試験場田無分室	五級地
		東京大学農学部附属多摩農場	五級地
	府中町	東京農工大学	五級地
		府中刑務所	五級地
		関東医療少年院	五級地
	神代村	電気通信職員訓練所中央学園	五級地
	狛江村	愛光女子学園	五級地
	清瀬村	国立療養所清瀬病院	四級地
		国立東京療養所	四級地
		中央気象台気象通信所	四級地
		清瀬郵便局	四級地
	東村山町	工業技術庁機械試験所第四部	四級地
		国立療養所多摩全生園	四級地
	調布町	電気通信大学調布分校	五級地
	横山村	林業試験場浅川分室	三級地
		横山郵便局	三級地
	由井村	多摩少年院	三級地
	堺　村	相原電話中継所	三級地
	南多摩郡		
新潟県	古志郡　宮内町	越後宮内郵便局	一級地
	中蒲原郡　金津村	中村郵便局	一級地
		国家地方警察新潟県新津地区警察署中村巡査駐在所	一級地
	西蒲原郡　坂井輪村	国立有明療養所	一級地
		国立内野療養所	一級地
	内野町	新潟統計調査事務所統計調査事務所内野出張所	一級地
		内野無線受信所	一級地
		新潟無線電報局	一級地

昭26.12.11. 第7478号

	中頸城郡	新道村	北陸農業試験場 一級地
		稲田郵便局	新潟統計調査事務所北陸農業試験場試験地 一級地
		有田村	新潟統計調査事務所新道出張所 一級地
			新潟食糧事務所直江津支所有田出張所 一級地
			国家地方警察新潟県直江津地区警察署春日新田巡査駐在所 一級地
			直江津有田郵便局 一級地
富山県	西礪波郡	国吉村	国吉郵便局 一級地
	中新川郡	雄山町	雄山郵便局 一級地
	婦負郡	倉垣村	富山電波監視局 一級地
			富山食糧事務所婦負支所四方出張所 一級地
石川県	河北郡	浅川村	石川食糧事務所津幡支所浅川出張所 一級地
			国立療養所金沢若松園 一級地
			浅川郵便局 一級地
		森本村	石川食糧事務所津幡支所森本出張所 一級地
			森本郵便局 一級地
		三谷村	国立療養所医王園 一級地
	江沼郡	東谷口村	国家地方警察石川県江沼地区警察署水田丸巡査駐在所 一級地
		月津村	月津郵便局 一級地
			国家地方警察石川県江沼地区警察署柴山巡査駐在所 一級地
			国家地方警察石川県江沼地区警察署月津巡査駐在所 一級地
			矢田野郵便局 一級地
		矢田野村	国家地方警察石川県江沼地区警察署下粟津巡査駐在所 一級地
			大聖寺駅前郵便局 一級地
		三木村	国家地方警察石川県江沼地区警察署熊坂巡査駐在所 一級地
			那谷郵便局 一級地
		那谷村	国家地方警察石川県江沼地区警察署那谷巡査駐在所 一級地
			塩屋郵便局 一級地
		塩屋村	国家地方警察石川県江沼地区警察署塩屋巡査駐在所 一級地
			河南郵便局 一級地
		河南村	国家地方警察石川県江沼地区警察署中田巡査駐在所 一級地
			西谷郵便局 一級地
		西谷村	国家地方警察石川県江沼地区警察署我谷巡査駐在所 一級地

	勅使村		勅使郵便局 一級地
			国家地方警察石川県江沼地区警察署勅使巡査駐在所 一級地
	篠原村		国立石川療養所 一級地
			国家地方警察石川県江沼地区警察署篠原巡査駐在所 一級地
	橘立村		橘立郵便局 一級地
	南郷村		国家地方警察石川県江沼地区警察署上河崎巡査駐在所 一級地
福井県	坂井郡	北潟村	北潟郵便局 一級地
			国立療養所北潟臨湖園 一級地
	敦賀郡	粟野村	粟野郵便局 一級地
			国立療養所敦賀病院 一級地
	今立郡	神明町	福井大学学芸学部 一級地
			福井大学学芸学部附属小学校 一級地
			福井大学学芸学部附属中学校 一級地
			国立鯖江病院 一級地
			神明郵便局 一級地
山梨県	東山梨郡	岡部村	電気通信職員訓練所石和学園 一級地
	北巨摩郡	登美村	甲府電話中継所 一級地
長野県	北佐久郡	大里村	国立療養所 一級地
	諏訪郡	川岸村	三沢郵便局 一級地
	東筑摩郡	島内村	島内郵便局 一級地
			国家地方警察長野県東筑摩地区警察署島内村巡査駐在所 一級地
			国立御母家療養所 一級地
	里山辺村		里山辺郵便局 一級地
			新飯田橋郵便局 一級地
	下伊那郡	鼎村	国分郵便局 一級地
	小県郡	神川村	国立長野療養所 一級地
	上水内郡	若槻村	
岐阜県	稲葉郡	各務村	各務農芸学院 一級地
	安八郡	三城村	大垣拘置支所 一級地
			岐阜食糧事務所大垣支所三城出張所 一級地
	大野郡	大八賀村	国立療養所高山荘 一級地
静岡県	駿東郡	玉穂村	東京管区気象台御殿場事務所 一級地
		富士岡村	国立駿河療養所 一級地
		清水村	国立沼津病院 一級地
	庵原郡	飯田村	江尻電話中継所 一級地
	安倍郡	美和村	東海農芸学院 一級地
	浜名郡	積志村	浜松電話中継所 一級地

愛知県	西春日井郡	西枇杷島町	枇杷島電報電話局 五級地
			枇杷島郵便局 五級地
	愛知郡	鳴海町	鳴海電報電話局 五級地
			郵政職員訓練所名古屋研修所 五級地
			鳴海郵便局 五級地
	東春日井郡	小牧町	小牧特別電話局 二級地
			名古屋航空保安事務所 二級地
	愛知郡	幡山村	愛知食糧事務所愛知支所幡山出張所 一級地
			国家地方警察愛知県愛知地区警察署菱野巡査駐在所 一級地
			幡山郵便局 一級地
			天白統制電話中継所 四級地
		天白村	豊ヶ岡農工学院 一級地
		豊明村	
三重県	河芸郡	大里村	国立三重療養所 一級地
滋賀県	神崎郡	御園村	国立八日市病院 一級地
京都府	宇治市		宇治少年院 四級地
			京都医療少年院 四級地
			京都大学宇治分校 四級地
			京都大学木材研究所宇治研究所 四級地
大阪府	泉南郡	田尻村	浪速少年院分院至誠院 四級地
	三島郡	三宅村	千里丘郵便局 三級地
		山田村	吹田統制電話中継所 三級地
兵庫県	加東郡	河合村	国立療養所兵庫病院 一級地
	龍野市		兵庫種畜牧場 三級地
岡山県	兒島郡	味内村	常山無線中継所 一級地
	上道郡	高島村	林業試験場大阪支場高島分室 一級地
	都窪郡	早島町	岡山食糧事務所倉敷支所早島出張所 一級地
			国立岡山療養所 一級地
			早島電報電話局 一級地
	浅口郡	長尾村	岡山統計調査事務所長尾出張所 一級地
			岡山食糧事務所倉敷支所長尾出張所 一級地
広島県	深安郡	大津野村	広島大学水畜産学部 二級地
	安芸郡	畑賀村	国立畑賀療養所 一級地
	加茂郡	上黒瀬村	国立療養所加茂病院 一級地
	御調郡	向島町	海底線工事事務所尾道出張所 一級地
			広島大学理学部附属臨海実験所 一級地
山口県	熊毛郡	伊保庄村	国立療養所柳井病院 一級地

香川県	仲多度郡	龍川村	金蔵寺無線中継所 一級地
			金蔵寺郵便局 一級地
	木田郡	牟礼村	宮内庁書陵部桃山監区神櫛王墓 一級地
			牟礼郵便局 二級地
			香川食糧事務所木田支所牟礼出張所 一級地
		林村	高松航空保安事務所 一級地
			高松航空標識所 一級地
		川添村	香川食糧事務所木田支所川添出張所 一級地
			川添郵便局 一級地
		庵治村	国立療養所大島青松園 一級地
愛媛県	伊予郡	南伊予村	松山搬送管理所 一級地
			松山統制電話中継所 一級地
	温泉郡	湯山村	湯山郵便局 一級地
	北吉井村		国立愛媛療養所 一級地
	新居郡	泉川町	新居浜駅前郵便局 一級地
高知県	幡多郡	具同村	高知食糧事務所幡多支所具同出張所 一級地
			国家地方警察高知県幡東地区警察署具同村駐在所 一級地
			中国、四国地方建設局渡川工事事務所 一級地
福岡県	筑上郡	千束村	千束郵便局 一級地
			国家地方警察福岡県筑上地区署千束村巡査駐在所 一級地
			国立太刀洗病院 一級地
		朝倉村	郵政職員訓練所筑後研究所 二級地
		八女村	
		岡山村	
佐賀県	佐賀郡	高木瀬村	国立佐賀病院 二級地
			佐賀食糧事務所佐賀支所高木瀬出張所 二級地
			高木瀬郵便局 二級地
		本庄村	佐賀大学本部、文理学部 二級地
			本庄郵便局 二級地
	三養基郡	麓村	銃刑務所 二級地
			筑郵便局 二級地
熊本県	菊池郡	西合志村	九州農業試験場畜産部、農業経営部 一級地
			熊本種畜牧場 一級地
			国立療養所再春荘 一級地
			西合志郵便局 一級地
		合志村	国立療養所菊池恵楓園 一級地
宮崎県	宮崎郡	住吉村	宮崎大学農学部住吉牧場 一級地
			宮崎食糧事務所宮崎支所住吉出張所 一級地
			国家地方警察宮崎県宮崎地区警察署住吉巡査駐在所 一級地
			住吉郵便局 一級地

昭26.12.11. 第7478号

◉電波監理委員会規則第九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十條（安全施設）、第三十一條（周波数測定装置の備えつけ）、第三十二條（計器及び予備品の備えつけ）及び第四十條（無線従事者の従事範囲）の規定の委任に基き、且つ、電波法を実施するため、電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第百三十三号）第十七條の規定により、電波法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十六年十二月十一日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

電波法施行規則の一部を改正する規則

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條表中「船舶無線電話局」の項中「送る電波の型式及び周波数」の欄及び「受ける電波の型式及び周波数」の欄を次のように改める。

A三電波一、六五〇kc(3)、一、六二〇kc又は(3)一、六二〇kc	A二及びA三電波一、五〇〇kcから三、〇〇〇kcまで（但し、別に告示するものを除く。）

同條注(3)を次のように改める。

(3)　漁船の船舶局に限る。この場合、運用規則第百一條の通信系に属する無線局は、通信系別に、同條に掲げる周波数をもつてこれに替えることができる。

第十四條中第五号として次の一号を加える。

五　固定局又は放送局の空中線電力五〇〇ワット以下の送信設備であつて、空中線電力五〇ワット以下に逓減しうる装置を備えており、これにより空中線電力五〇ワット以下で発射した電波の周波数をその局の免許人が別に備えつけた法第三十一條の周波数測定装置をもつて随時測定しうるもの。

第三十一條第二号中「（空中線電力五ワット以下のものを除く。）」を「（空中線電力一ワット以下のもの及び別に告示するものを除く。）」に改め、(6)及び(9)を削り、(7)以下を順次繰り上げる。

第三十二條第一項表中「レーダー」の項中「電源の操作」を「電源の技術操作」に改め、「レーダー」の項の次に次を加え、「超短波移動無線電話」の項を削る。

超短波陸上無線電話	三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する空中線電力五〇ワット以下の固定業務又は陸上移動業務の局の無線電話であつて、外箱の外部の調整部分及び電源の技術操作並びに外箱の外部の調整部分及び電源の技術操作（超短波陸上無線電話の資格の従事範囲を含む。）に必要な国内法令及び技術
超短波海上無線電話	三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する空中線電力五〇ワット以下の海上移動業務の局の無線電話の通信操作並びに外箱の外部の調整部分及び電源の技術操作
ファクシミリ	陸上に開設した三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する空中線電力五〇ワット以下の局のファクシミリであつて、外箱の外部の調整部分及び電源の技術操作（超短波陸上無線電話の資格の従事範囲を含む。）に必要な国内法令及び技術

同條同項表中「有無線連絡装置」の項の次に次を加え、「中短波固定無線電話」及び「中短波移動無線電話」の項を削る。

中短波陸上無線電話	一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の固定業務又は陸上移動業務の局の無線電話であつて、外箱の外部の調整部分及び電源の技術操作
中短波海上無線電話	一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の海上移動業務の局の無線電話の技術操作

第二級無線通信士が特殊無線技士（超短波多重無線電話）の国内法令又は有無線連絡装置）の国家試験を受ける場合

同表中「第三級無線通信士が第二級アマチュア無線技士の国家試験を受ける場合」の項の次に次を加える。

第三級又は電話級無線通信士が特殊無線技士（超短波陸上無線電話、簡易無線電話、超短波海上無線電話、中短波陸上無線電話、中短波海上無線電話又は中短波固定無線電信）の国家試験を受ける場合	全科目
第三級又は電話級無線通信士が特殊無線技士（レーダー）、超短波多重無線電話装置）の国家試験を受ける場合	国内法令

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則施行の際、従前の規則の規定により左表の上欄の資格を有する者は、この規則施行の日にそれぞれ下欄の資格の免許を受けたものとみなす。この場合、免許の有効期間は、旧資格の免許の残余の期間とする。

旧資格	新資格
特殊無線技士（超短波固定無線電話）	特殊無線技士（超短波陸上無線電話）
特殊無線技士（超短波移動無線電話）	特殊無線技士（超短波海上無線電話）
特殊無線技士（中短波固定無線電話）	特殊無線技士（中短波陸上無線電話）
特殊無線技士（中短波移動無線電話）	特殊無線技士（中短波海上無線電話）
特殊無線技士（国内無線電信）	特殊無線技士（国内無線電信甲）

3　前項の規定によるのとみなされた者の有する旧資格の免許証は、第十七條の規定により免許証の交付を受けるまで、新資格の免許証とみなす。

◉電波監理委員会規則第十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六十一條（命令への委任）の規定に基き、且つ、電波法を実施するため、電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第百三十三号）第十七條の規定により、無線局運用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十六年十二月十一日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

無線局運用規則の一部を改正する規則

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第四條中第二項及び第三項を順次繰り下げ、第三項及び第四項とし、第一項の次に第二項として次の一項を加える。

2　施行規則第十四條第五号の規定による送信設備を有する無線局の免許人が法第三十一條の周波数測定装置を別に備えつけたときは、できる限りしばしば当該送信設備の発射する電波の周波数を測定しなければならない。この場合、運用する前に測定するときは、空中線電力を五〇ワット以下に逓減して行うものとする。

同條第三項中「前項の測定の結果」を「前二項の測定の結果」に改める。

同條第四項中「第一項の無線局は」を「第一項の無線局（第二項の周波数測定装置を含む。）は」に改める。

第五十六條を次のように改める。

（周波数等の使用区別）

第五十六條　海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別は、特に指定する場合の外、別に告示するところによるものとする。

別表第七号中「海岸局名」の欄「下津井」を「神戸」に改める。

別表第八号　削除

別表第九号中「海岸局名」の欄「落石」の項の前に「稚内」の項を加え、同項中「使用電波」の欄「型式」に「A二」を入れ、同欄「周波数（kc）」に「四三八」を入れる。同項中「一括呼出時刻」の欄に「毎奇数時十八分」を入れる。「焼津」の項の次に「名古屋」の項を加え、同項中「使用電波」の欄「型式」に「A二」を入れ、同欄「周波数（kc）」に「四四二」を入れる。同項中「一括呼出時刻」の欄に、「午前二時、五時、八時、十一時」及び「午後二時、五時、八時、十一時」を入れる。「下津井」の項中海岸局名を「神戸」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

◉統計委員会告示第十四号

昭和二十五年統計委員会告示第二十八号の一部を次の通り改める。

昭和二十六年十二月十一日

統計委員会委員長　大内　兵衛

「昭和二十五年工業センサス」を「工業統計調査」に改める。

◉電波監理委員会規則第九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十條（安全施設）、第三十一條（周波数測定装置の備えつけ）、第三十二條（計器及び予備品の備えつけ）及び第四十條（無線従事者の従事範囲）の規定の委任に基き、且つ、電波法を実施するため、電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第百三十三号）第十七條の規定により、電波法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十六年十二月十一日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

電波法施行規則の一部を改正する規則

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條表中「船舶無線電話局」の項中「送る電波の型式及び周波数」の欄及び「受ける電波の型式及び周波数」の欄を次のように改める。

A三電波一、六五〇kc(3)、一、六二〇kc又は(3)一、六二〇kc	A二及びA三電波一、五〇〇kcから三、〇〇〇kcまで（但し、別に告示するものを除く。）

同條注(3)を次のように改める。

(3)　漁船の船舶局に限る。この場合、運用規則第百一條の通信系に属する無線局は、通信系別に、同條に掲げる周波数をもつてこれに替えることができる。

第十四條中第五号として次の一号を加える。

五　固定局又は放送局の空中線電力五〇〇ワット以下の送信設備であつて、空中線電力五〇ワット以下に逓減しうる装置を備えており、これにより空中線電力五〇ワット以下で発射した電波の周波数をその局の免許人が別に備えつけた法第三十一條の周波数測定装置をもつて随時測定しうるもの。

第三十一條第二号中「（空中線電力五ワット以下のものを除く。）」を「（空中線電力一ワット以下のもの及び別に告示するものを除く。）」に改め、(6)及び(9)を削り、(7)以下を順次繰り上げる。

第三十二條第一項表中「レーダー」の項中「電源の操作」を「電源の技術操作」に改め、「レーダー」の項の次に次を加え、「超短波移動無線電話」の項を削る。

超短波陸上無線電話	三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する空中線電力五〇ワット以下の固定業務又は陸上移動業務の局の無線電話であつて、外箱の外部の調整部分及び電源の技術操作並びに外箱の外部の調整部分及び電源の技術操作（超短波陸上無線電話の資格の従事範囲を含む。）
超短波海上無線電話	三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する空中線電力五〇ワット以下の海上移動業務の局の無線電話の通信操作並びに外箱の外部の調整部分及び電源の技術操作
ファクシミリ	陸上に開設した三〇、〇〇〇kc以上の周波数を使用する空中線電力五〇ワット以下の局のファクシミリであつて、外箱の外部の調整部分及び電源の技術操作（超短波陸上無線電話の資格の従事範囲を含む。）

同條同項表中「有無線連絡装置」の項の次に次を加え、「中短波固定無線電話」及び「中短波移動無線電話」の項を削る。

中短波陸上無線電話	一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の固定業務又は陸上移動業務の局の無線電話であつて、外箱の外部の調整部分及び電源の技術操作
中短波海上無線電話	一、五〇〇kcから四、〇〇〇kcまでの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下の海上移動業務の局の無線電話の技術操作

第二級無線通信士が特殊無線技士（超短波多重無線電話）の国内法令又は有無線連絡装置）の国家試験を受ける場合

同表中「第三級無線通信士が第二級アマチュア無線技士の国家試験を受ける場合」の項の次に次を加える。

第三級又は電話級無線通信士が特殊無線技士（超短波陸上無線電話、簡易無線電話、超短波海上無線電話、中短波陸上無線電話、中短波海上無線電話又は中短波固定無線電信）の国家試験を受ける場合	全科目
第三級又は電話級無線通信士が特殊無線技士（レーダー）、超短波多重無線電話装置）の国家試験を受ける場合	国内法令

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則施行の際、従前の規則の規定により左表の上欄の資格を有する者は、この規則施行の日にそれぞれ下欄の資格の免許を受けたものとみなす。この場合、免許の有効期間は、旧資格の免許の残余の期間とする。

旧資格	新資格
特殊無線技士（超短波固定無線電話）	特殊無線技士（超短波陸上無線電話）
特殊無線技士（超短波移動無線電話）	特殊無線技士（超短波海上無線電話）
特殊無線技士（中短波固定無線電話）	特殊無線技士（中短波陸上無線電話）
特殊無線技士（中短波移動無線電話）	特殊無線技士（中短波海上無線電話）
特殊無線技士（国内無線電信）	特殊無線技士（国内無線電信甲）

3　前項の規定によるのとみなされた者の有する旧資格の免許証は、第十七條の規定により免許証の交付を受けるまで、新資格の免許証とみなす。

◉電波監理委員会規則第十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六十一條（命令への委任）の規定に基き、且つ、電波法を実施するため、電波監理委員会設置法（昭和二十五年法律第百三十三号）第十七條の規定により、無線局運用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和二十六年十二月十一日

電波監理委員会委員長　富安　謙次

無線局運用規則の一部を改正する規則

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第四條中第二項及び第三項を順次繰り下げ、第三項及び第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　施行規則第十四條第五号の規定による送信設備を有する無線局の免許人が法第三十一條の周波数測定装置を別に備えつけたときは、できる限りしばしば当該送信設備の発射する電波の周波数を測定しなければならない。この場合、運用する前に測定するときは、空中線電力を五〇ワット以下に逓減して行うものとする。

同條第三項中「前項の測定の結果」を「前二項の測定の結果」に改める。

同條第四項中「第一項の無線局は」を「第一項の無線局（第二項の周波数測定装置を含む。）は」に改める。

第五十六條を次のように改める。

（周波数等の使用区別）

第五十六條　海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別は、特に指定する場合の外、別に告示するところによるものとする。

別表第七号中「海岸局名」の欄「下津井」を「神戸」に改める。

別表第八号　削除

別表第九号中「海岸局名」の欄「落石」の項の前に「稚内」の項を加え、同項中「使用電波」の欄「型式」に「A二」を入れ、同欄「周波数（kc）」に「四三八」を入れる。同項中「一括呼出時刻」の欄に「毎奇数時十八分」を入れる。「焼津」の項の次に「名古屋」の項を加え、同項中「使用電波」の欄「型式」に「A二」を入れ、同欄「周波数（kc）」に「四四二」を入れる。同項中「一括呼出時刻」の欄に、「午前二時、五時、八時、十一時」及び「午後二時、五時、八時、十一時」を入れる。「下津井」の項中海岸局名を「神戸」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

◉統計委員会告示第十四号

昭和二十五年統計委員会告示第二十八号の一部を次の通り改める。

昭和二十六年十二月十一日

統計委員会委員長　大内　兵衛

「昭和二十五年工業センサス」を「工業統計調査」に改める。

第二級無線通信士として国際通信を行う移動業務の局の業務に従事した者については、地理、口頭試問、無線実験及び電気通信術の科目の試験を免除する。

第十一條第二項中「申請書及び写真の外に」を「申請書、履歴書及び写真の外に」に改める。

同條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第九條の二の規定による試験の免除を受けようとする者は、申請書、履歴書及び写真の外に国際通信を行う移動業務の局の業務に従事した期間の証明書（該当の無線局の免許人又はこれに準ずる者が証明したもの）を添えて、電波監理委員会に提出しなければならない。

別表第一号表中「第二級無線通信士が第一級無線通信士の国家試験を受ける場合」の項の次に次を加える。

第一級、第二級、第三級若しくは電話級無線通信士又は第二級無線技術士が特殊無線技士（レーダー）の国家試験を受ける場合	全科目
第一級、第二級、第三級若しくは電話級無線通信士又は第二級無線技術士が特殊無線技士（アクシミリ）の国家試験を受ける場合	全科目

◉電波監理委員会告示第二千二百五十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月十一日

一　免許の年月日及び番号	昭和二十六年六月十二日　第八〇三二号
二　免許人の名称	北海道
三　無線局の種別	固定局
四　無線局の目的	北海道の行政事務に使用するため、固定業務を行う。
五　通信の相手方	北海道所属の札幌固定局
六　通信事項	北海道の行政事務に関する事項
七　免許の有効期限	昭和二十七年十一月三十日
八　設置場所	東京都澁谷区神山町五〇番地
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力	JGY—3030　A三　二、五六五kc　五、二五五kc　水晶発振　終段抑制格子変調　一五〇W
十　空中線の型式及び構成	ビーム（二段二列）反射器付

十一　運用許容時間　常時

十二　その他　A三　五、七二五kcの使用は、昼間に限る。

◉電波監理委員会告示第二千二百五十七号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十一日

一　承認の年月日及び番号	昭和二十六年十一月一日　第三一二〇号
二　承認を受けた者	日本国有鉄道
三　無線局の種別	実用化試験局（基地局）
四　無線局の目的	日本国有鉄道事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方	日本国有鉄道所属の神戸港操車場構内一円を移動範囲とする各実用化試験局（陸上移動局）
六　通信事項	1. 操車作業に関する事項 2. 実用化試験に必要な事項

七　承認の有効期限　昭和二十七年十月三十一日
八　設置場所　神戸市葺合区浜辺通り五丁目　東経一三五度一二分　北緯三四度四一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JR4C　F三　一五〇・九三Mc　水晶発振　ベクトル合成　一〇W
十　空中線の型式及び構成　垂直型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百五十八号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月一日　第三一二二号
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本国有鉄道所属神戸港操車場の実用化試験局（基地局）
六　通信事項　1.操車作業に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　機関車　移動範囲　神戸港操車場構内一円　常置場所　神戸市葺合区浜辺通り五丁目　東経一三五度一二分　北緯三四度四一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JR4B　F三　一五〇・九三Mc　水晶発振　ベクトル合成　一〇W
十　空中線の型式及び構成　垂直型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百五十九号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月一日　第三一二二号
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本国有鉄道所属神戸港操車場の実用化試験局（基地局）
六　通信事項　1.操車作業に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　機関車　移動範囲　神戸港操車場構内一円　常置場所　神戸市葺合区浜辺通り五丁目　東経一三五度一二分　北緯三四度四一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JR4D　F三　一五〇・九三Mc　水晶発振　ベクトル合成　一〇W
十　空中線の型式及び構成　垂直型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百六十号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月一日　第三一二三号
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本国有鉄道所属神戸港操車場の実用化試験局（基地局）
六　通信事項　1.操車作業に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　機関車　移動範囲　神戸港操車場構内一円　常置場所　神戸市葺合区浜辺通り五丁目　東経一三五度一二分　北緯三四度四一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JR4C　F三　一五〇・九三Mc　水晶発振　ベクトル合成　一〇W
十　空中線の型式及び構成　垂直型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百六十一号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月一日　第三一二三号
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本国有鉄道所属神戸港操車場の実用化試験局（基地局）
六　通信事項　1.操車作業に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　機関車　移動範囲　神戸港操車場構内一円　常置場所　神戸市葺合区浜辺通り五丁目　東経一三五度一二分　北緯三四度四一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JR4D　F三　一五〇・九三Mc　水晶発振　ベクトル合成　一〇W
十　空中線の型式及び構成　垂直型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百六十二号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月一日　第三一二三号
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本国有鉄道所属神戸港操車場の実用化試験局（基地局）
六　通信事項　1.操車作業に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　機関車　移動範囲　神戸港操車場構内一円　常置場所　神戸市葺合区浜辺通り五丁目　東経一三五度一二分　北緯三四度四一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JR4C　F三　一五〇・九三Mc　水晶発振　ベクトル合成　一〇W
十　空中線の型式及び構成　垂直型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百六十三号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月一日　第三一二三号
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本国有鉄道所属神戸港操車場の実用化試験局（基地局）
六　通信事項　1.操車作業に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　機関車　移動範囲　神戸港操車場構内一円　常置場所　神戸市葺合区浜辺通り五丁目　東経一三五度一二分　北緯三四度四一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JR4D　F三　一五〇・九三Mc　水晶発振　ベクトル合成　一〇W
十　空中線の型式及び構成　垂直型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百六十四号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月一日　第三一二三号
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本国有鉄道所属神戸港操車場の実用化試験局（基地局）
六　通信事項　1.操車作業に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　機関車　移動範囲　神戸港操車場構内一円　常置場所　神戸市葺合区浜辺通り五丁目　東経一三五度一二分　北緯三四度四一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JR4C　F三　一五〇・九三Mc　水晶発振　ベクトル合成　一〇W
十　空中線の型式及び構成　垂直型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百六十五号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月一日　第三一二三号
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本国有鉄道所属神戸港操車場の実用化試験局（基地局）
六　通信事項　1.操車作業に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　機関車　移動範囲　神戸港操車場構内一円　常置場所　神戸市葺合区浜辺通り五丁目　東経一三五度一二分　北緯三四度四一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JR4A　F三　一四八・〇五Mc　水晶発振　ベクトル合成　二〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百五十八号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月一日　第三一二二号
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本国有鉄道所属神戸港操車場の実用化試験局（基地局）
六　通信事項　1.操車作業に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　機関車　移動範囲　神戸港操車場構内一円　常置場所　神戸市葺合区浜辺通り五丁目　東経一三五度一二分　北緯三四度四一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JR4B　F三　一五〇・九三Mc　水晶発振　ベクトル合成　一〇W
十　空中線の型式及び構成　垂直型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百五十九号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月一日　第三一二二号
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本国有鉄道所属神戸港操車場の実用化試験局（基地局）
六　通信事項　1.操車作業に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　機関車　移動範囲　神戸港操車場構内一円　常置場所　神戸市葺合区浜辺通り五丁目　東経一三五度一二分　北緯三四度四一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JR4B　F三　一五〇・九三Mc　水晶発振　ベクトル合成　一〇W
十　空中線の型式及び構成　垂直型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百六十号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月一日　第三一二二号
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本国有鉄道所属神戸港操車場の実用化試験局（基地局）
六　通信事項　1.操車作業に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　機関車　移動範囲　神戸港操車場構内一円　常置場所　神戸市葺合区浜辺通り五丁目　東経一三五度一二分　北緯三四度四一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JR4C　F三　一五〇・九三Mc　水晶発振　ベクトル合成　一〇W
十　空中線の型式及び構成　垂直型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百六十一号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月一日　第三一二三号
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本国有鉄道所属神戸港操車場の実用化試験局（基地局）
六　通信事項　1.操車作業に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　機関車　移動範囲　神戸港操車場構内一円　常置場所　神戸市葺合区浜辺通り五丁目　東経一三五度一二分　北緯三四度四一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JR4D　F三　一五〇・九三Mc　水晶発振　ベクトル合成　一〇W
十　空中線の型式及び構成　垂直型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百六十二号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月一日　第三一二三号
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本国有鉄道所属神戸港操車場の実用化試験局（基地局）
六　通信事項　1.操車作業に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　機関車　移動範囲　神戸港操車場構内一円　常置場所　神戸市葺合区浜辺通り五丁目　東経一三五度一二分　北緯三四度四一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JR4C　F三　一五〇・九三Mc　水晶発振　ベクトル合成　一〇W
十　空中線の型式及び構成　垂直型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百六十三号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月一日　第三一二三号
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本国有鉄道所属神戸港操車場の実用化試験局（基地局）
六　通信事項　1.操車作業に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　機関車　移動範囲　神戸港操車場構内一円　常置場所　神戸市葺合区浜辺通り五丁目　東経一三五度一二分　北緯三四度四一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JR4D　F三　一五〇・九三Mc　水晶発振　ベクトル合成　一〇W
十　空中線の型式及び構成　垂直型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百六十四号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月一日　第三一二三号
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本国有鉄道所属神戸港操車場の実用化試験局（基地局）
六　通信事項　1.操車作業に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　機関車　移動範囲　神戸港操車場構内一円　常置場所　神戸市葺合区浜辺通り五丁目　東経一三五度一二分　北緯三四度四一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JR4C　F三　一五〇・九三Mc　水晶発振　ベクトル合成　一〇W
十　空中線の型式及び構成　垂直型
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百六十五号

電波法第十五條の規定に基く無線局免許手続規則第十九條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

昭和二十六年十二月十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月一日　第三一二三号
二　承認を受けた者　日本国有鉄道
三　無線局の種別　実用化試験局（陸上移動局）
四　無線局の目的　日本国有鉄道事業に使用するため、陸上移動業務の実用化試験を行う。
五　通信の相手方　日本国有鉄道所属神戸港操車場の実用化試験局（基地局）
六　通信事項　1.操車作業に関する事項　2.実用化試験に必要な事項
七　承認の有効期限　昭和二十七年十月三十一日
八　設置場所　移動体の種別　機関車　移動範囲　神戸港操車場構内一円　常置場所　神戸市葺合区浜辺通り五丁目　東経一三五度一二分　北緯三四度四一分
九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力　JR4A　F三　一四八・〇五Mc　水晶発振　ベクトル合成　二〇W
十　空中線の型式及び構成　ブラウン
十一　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百六十三号

昭和二十六年電波監理委員会告示第六十四号株式会社毎日新聞社所属無線局の通信の相手方及び無線設備の設置場所（移動範囲）は、昭和二十六年十一月九日変更したから、同告示の一部を次のように改正する。

昭和二十六年十二月十一日　電波監理委員会委員長　富安　謙次

第五項を次のように改める。

五　通信の相手方　株式会社毎日新聞社所属の大阪実用化試験局（基地局）及び同社所属の近畿、中国及び四国地方を移動範囲とする実用化試験局（陸上移動局）

第八項を次のように改める。

八　設置場所　移動体の種別　自動車　移動範囲　近畿、中国及び四国地方　常置場所　大阪市北区堂島上二丁目三六番地　東経一三五度三〇分　北緯三四度四二分

◉電波監理委員会告示第二千二百六十四号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月十一日

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年七月三日　第四二七五号
二　免許人の名称　井上漁業株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　下関漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年七月二日
八　設置場所　第三十三吉粧丸（主たる停泊港　関門港下関区）
九　呼出符号及び呼出名称　JBTB　だいさんじゆうさんきちしようまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	四〇五kc	三七五kc	
A一、A三	四二〇kc	三七五kc	水晶発振
A二	四五〇kc	三七五kc	リツプル変調
A三	四五〇kc	三七五kc	終段抑制格子変調

A一、A二	四〇五kc	三七五kc	
A一、A三	四二〇kc	三七五kc	水晶発振
A二	四五〇kc	三七五kc	リツプル変調
A三	四五〇kc	三七五kc	終段抑制格子変調

A一、A二　A一、A三　A二　A三　一二五W　三五W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百六十五号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月十一日

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年十二月三日　第四二七五号
二　免許人の名称　井上漁業株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　下関漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　船舶の航行に関する事項、漁業通信
七　免許の有効期限　昭和三十一年六月二十九日
八　設置場所　第三十一吉粧丸（主たる停泊港　関門港下関区）
九　呼出符号　だいさんじゆういちきつしようまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三	二、四五〇kc	二、六五〇kc	七八五kc
	二、六五〇kc	二、四五〇kc	七八五kc

水晶発振　終段抑制格子変調　二五W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百六十六号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月十一日

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年七月二十日　第八一六四号
二　免許人の氏名　田村友太郎
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　釧路、稚内の各漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　昭和三十一年七月十九日
八　設置場所　第十福壽丸（主たる停泊港　釧路）
九　呼出名称　だいじゆうふくじゆまる
十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A三	二、一〇〇kc	二、六二〇kc	六五〇kc
	二、六二〇kc	二、一〇〇kc	六五〇kc

水晶発振　終段抑制格子変調　二五W

十一　空中線の型式及び構成　逆L型
十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百六十七号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の免許を與えた。

昭和二十六年十二月十一日

一　免許の年月日及び番号　昭和二十六年九月二十六日　第六五七一号
二　免許人の名称　日本水産株式会社
三　無線局の種別　船舶局
四　無線局の目的　漁業に使用するため、海上移動業務を行う。
五　通信の相手方　戸畑漁業用海岸局、漁船の船舶局
六　通信事項　漁業通信、船舶の航行に関する事項
七　免許の有効期限　無期限
八　設置場所　員山丸（主たる停泊港　戸畑）
九　呼出符号及び呼出名称　JDRM　いんざんまる

七　区域図　次の通り。

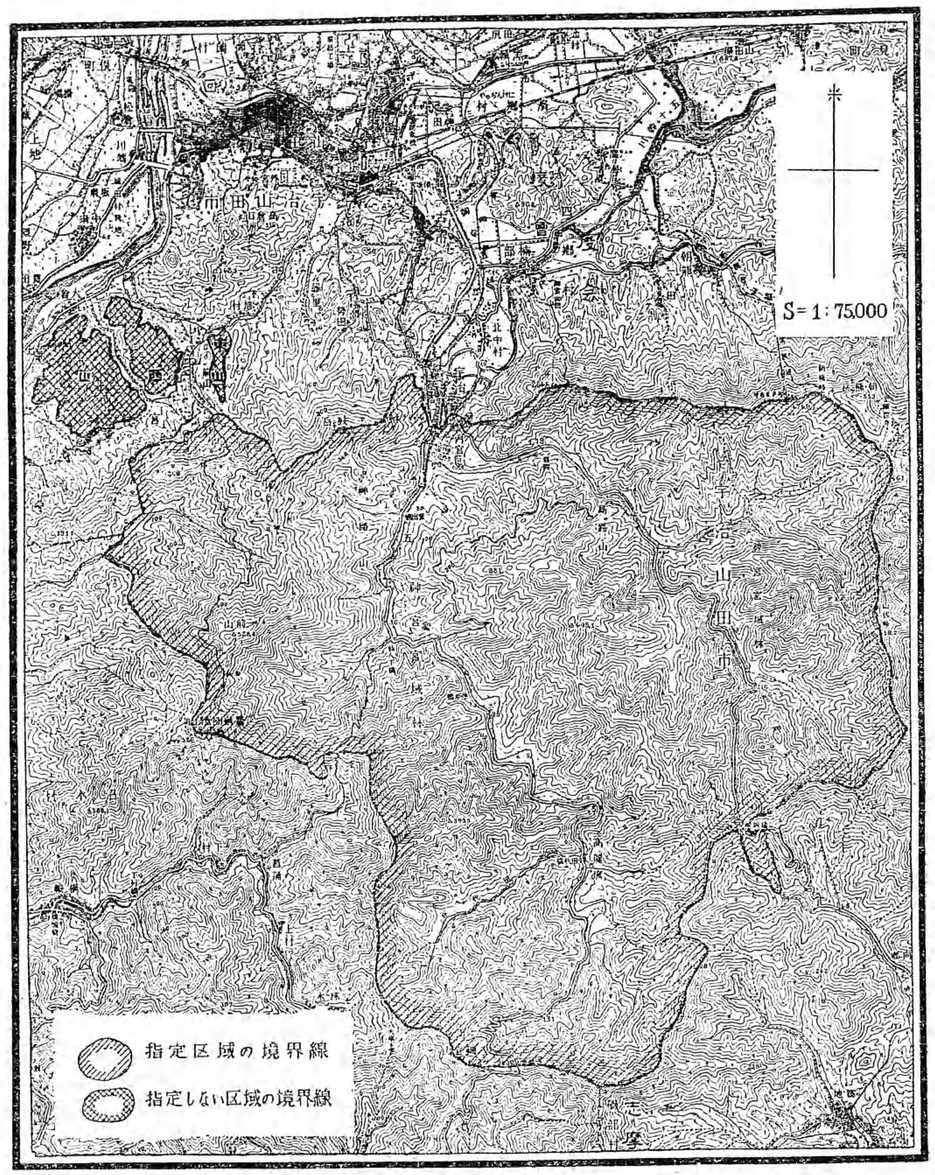

八　指定の理由

次の諸事情を考慮し、現状においては、指定の区域内において、鉱物を掘採することは、適当でないと認められる。

(イ)　宗教的信仰心に関連しているものは、宗教宗派の如何にかかわらずその信仰の社会的地位及びそのものの信仰上に占める重要性に応じて、これを尊重することが公益上必要である。

しこうして、神社神道においては、社殿を中心とする自然環境は、信仰上特別な意義を有するものである。

(ロ)　指定の区域は、国民多数の崇敬する皇大神宮の鎮座以来の歴史的由緒を有し、又地形的には正殿を中心に五十鈴川に沿う一団地を形成していて、神宮の信仰上必要なものとなつてゐる。

(ハ)　指定区域の大部分を占める神宮々域林は、水源林として又伊勢志摩国立公園の核心として、且つ、林学上及び林業上の特異性からその保持はのぞましいことである。

(ニ)　地質調査所の調査の結果によれば、指定の区域内における鉱物は、鉱量、品位等からみて、稼行価値が高いものとは考えられない。

なお、指定請求区域中の東山及び西山は、地形的に前記一団の区域と一体的に取扱う理由に乏しいので、指定しないことを適当と認める。

◎大蔵省告示第千八百九十八号

法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入する寄附金の指定に関する告示（昭和二十五年七月大蔵省告示第五百十号）第三号の規定に基き学校法人工学院大学から寄附金募集に関する届出があつたから、法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九條第三項但

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

A一、A二	一、	三七五	第一、第二装置	リップル変調
	二、	四二五	主発振	一〇〇W
	三、	五八〇	水晶発振	終段陽極変調
	四、	六一〇		
	五、	七〇〇		
A一	五、	五二〇	A二	
	八、	三三五		

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百六十八号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

電波監理委員会委員長　富安　謙次

昭和二十六年十二月十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年八月二十九日　第四二七三号

二　承認を受けた者　海上保安庁

三　無線局の種別　船舶局

四　無線局の目的　海上保安事務に使用するため、海上移動業務を行う。

五　通信の相手方　海上保安庁所属海岸局、同所属船舶局

六　通信事項　海上保安庁法第二條第一項及び第三十五條第一項に規定する事務に関する事項

七　承認の有効期限　昭和二十六年八月二十八日

八　設置場所　こしき（主たる停泊港　広島）

九　呼出符号及び呼出名称　JCUG　じゅんしせんこしき

十　電波の型式、周波数、発振方式、変調方式及び空中線電力

主装置 A一	A一、A二	一、	三七五	水晶発振　終段抑制格子変調　一二五W
		二、	四二五	
		三、	四六八	
		四、	五〇〇	
		五、	五二〇	
		六、	六〇〇	
		七、	七〇〇	
		八、	八三五	
補助装置 A三	A一、A二	一、	三七五	水晶発振　終段抑制格子変調　A一、A二　五〇WW A三　三〇WW
		二、	四六八	
		三、	五〇〇	
		四、	五二〇	
		五、	五七〇	
		六、	六〇〇	
		七、	六二〇	
		八、	六四〇	
		九、	六六〇	
		十、	六八〇	
		十一、	七一〇	
		十二、	七三〇	
		十三、	七五〇	
		十四、	七七〇	
		十五、	七九〇	
		十六、	八一〇	
		十七、	八三〇	
		十八、	八五〇	
	A三	一、	三七五	
		二、	四六八	
		三、	五〇〇	
		四、	五二〇	
		五、	五七〇	
		六、	六〇〇	
		七、	六二〇	
		八、	六四〇	
		九、	六六〇	
		十、	六八〇	
		十一、	七一〇	
		十二、	七三〇	
		十三、	七五〇	
		十四、	七七〇	
		十五、	七九〇	
		十六、	八一〇	
		十七、	八三〇	
		十八、	八五〇	
特殊設備	無線方位測定機　MS|F四号型（ARD|四〇五三型） レーダー　P〇　九、三六五Mc　三〇KW 但し、帯域幅は、九、三一〇Mcから九、五〇〇Mcまで 空中線の型式及び構成　T型二組、回転反射鏡付空中線			

十一　空中線の型式及び構成　逆L型

十二　運用許容時間　常時

◉電波監理委員会告示第二千二百六十九号

電波法第十二條の規定により、左の通り無線局の承認を與えた。

電波監理委員会委員長　富安　謙次

昭和二十六年十二月十一日

一　承認の年月日及び番号　昭和二十六年十一月十日　第七一〇九号

二　承認を受けた者　国家公安委員会

三　無線局の種別　陸上移動局

四　無線局の目的　警察事務に使用するため、陸上移動業務を行う。

五　通信の相手方　国家公安委員会所属の応急用の各基地局及び各陸上移動局

六　通信事項　警察法第二條に規定する運営管理及び特に急を要する行政管理に関する事項

七　承認の有効期限　昭和二十七年五月三十一日

八　設置場所　移動体の種別　可搬

移動範囲　全国一円

常置場所　青森県西津軽郡鰺ヶ沢　東経一四〇度一二分　北緯　四〇度四七分

九　呼出符号、電波の型式、周波数、発振方式及び空中線電力

JQR|27	一、	九八五kc	水晶発振　五〇W
（注）AA一 AA一	五、	四六五kc	
	四、	二〇〇kc	

十　空中線の型式及び構成　逆L型

十一　運用許容時間　応急の通信を行うため、運用を必要とする時間

十二　その他　（注）の周波数の使用は、晝間に限る。

◎土地調整委員会告示第三号

鉱区禁止地域指定

土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）第二十三條第一項の規定により、鉱区禁止地域の指定をしたから、同條第四項及び土地調整委員会設置法施行規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）第九條第一号の規定により、次のように公示する。

昭和二十六年十二月十一日

土地調整委員会委員長　我妻　栄

一　指定番号　指定第一号

二　指定請求公示の年月日　昭和二十六年十月十三日（土地調整委員会告示第一号参照）

三　請求者名　三重県知事　青木　理

四　区域の所在地

三重県

志摩郡磯部村大字恵利原字大沢一番地（八八番地、八八番地の二、九二番地の一、九三番地、九四番地、九五番地、九九番地の三）

宇治山田市館町字上館、口島路、中島路、奥島路

宇治山田市今在家町字（鼻突、倉口、七曲、大滝、津長塚、東賀集楽一番地、一番地の四、一番地の五、中賀集楽、六四番地、林崎、鈴之依、柏崎、大岩、琴ヶ岡、丸山、法度口、法度口八丁、仙人、田代谷、岡田、大床谷、深土、朝日谷、磯部谷、作楽、高麗広、雲川谷、鷲嶺、有坂、狼谷、鏡石、灰ノ木原、音原、後口）

宇治山田市浦田町字檜尾（七二二番地、七三九番地、七四〇番地、七四一番地、七四二番地、七四三番地、七四一番地の一、七四一番地の二、七四二番地の一、七四二番地の二、七五一番地の一、七五一番地の二、七五一番地の三、九番地、七五二番地、七五三番地）

宇治山田市前山町字前林、奥山、境川、一本松、口黒、蛇谷、狼谷

度会郡沼木村大字宮浦字辰ヶ峠二九四番地の二

五　鉱物の名称　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第三條に規定する鉱物全部

六　区域の面積　五、四七〇・七七二ヘクタール

書の規定に該当する寄附金として次のとおり承認した。
昭和二十六年十二月十一日
大蔵大臣　池田　勇人
一　募金者の名称　工学院大学短期大学部建築科設置促進委員会
二　募金事務所　東京都新宿区角筈二丁目九十三番地
三　募金の名称　工学院大学短期大学部建築科設置寄附金
四　募金の目標額　三百四十万円
五　承認の年月日　昭和二十六年十一月二十八日

◉**大蔵省告示第千八百十九号**

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十三條第一項第三号の規定により、花田六助（茨城県那珂郡那珂湊町五千九百八番地）に対し、その所有する左の財産を昭和二十六年十二月十五日にシェル石油株式会社（神奈川県横浜市中区山下町五十八番地）に譲渡し、且つ、引き渡すことを命じた。
昭和二十六年十二月十一日
大蔵大臣　池田　勇人
一　種類　教畳　所在地　茨城県那珂郡那珂湊町五千九百八番地
一　油そう　一基　同右
二　動産　九点

◉**大蔵省告示第千九百号**

連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）第十五條第一項の規定により、電気通信大臣に対し、左に掲げる事項を通知した。
昭和二十六年十二月十一日
大蔵大臣　池田　勇人
一　返還請求権者の名称及び事務所　ゼー・エル・タムソン・アンド・カムパニー（リテイル）リミテッド　兵庫県神戸市神戸区海岸通一丁目三番地
二　政府所有の電話施設として提供される電話設備の設置場所　兵庫県神戸市北野町四丁目六十四番の一　エッチ・バンジー方
三　返還期日　昭和二十六年十二月二十日
四　政府所有の電話施設として提供されるべき電話機の数　一口
五　返還要求に係る電話加入権の現在における状態　神戸三宮局　七八六番　兵庫県神戸市兵庫区東山町二丁目一番の一　鎖機関兵庫県機械製品株式会社

◉**大蔵省告示第千九百一号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、埼玉銀行第十三回七福定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十六年十二月十一日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名称　埼玉銀行第十三回七福定期預金
二　条件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十五日から同二十七年二月十四日まで。
四　割増金品　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権四万個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、一等は、二等のうちから定め、二重賞は、重複当せんを認める。

等級	割増金品	当せんの数
一等	一〇〇、〇〇〇円	一本
前後賞	一〇〇、〇〇〇円	二
二等	二〇、〇〇〇円	四
三等	一、〇〇〇円	一〇
四等	五〇〇円	一〇〇
五等	一〇〇円	一、〇〇〇
六等	五〇円	二、〇〇〇
七等	二〇円	八五、七五三
二重賞	招待券 一枚	四〇
計		二〇〇、〇四〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月二十日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月二十五日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千九百二号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、四国銀行第九回福籌定期預金の細目等を次のとおりとする。
昭和二十六年十二月十一日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名称　四国銀行第九回福籌定期預金
二　条件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十五日から同二十七年二月十四日まで。
四　割増金品　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権四万個をもつて一組とし、各五組につき次のとおりとする。但し、一等は、二等のうちから定め、二重賞は、重複当せんを認める。

等級	割増金品	当せんの数
特等	五〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇、〇〇〇円	一
二等	一、〇〇〇円	一〇
三等	五〇〇円	一〇〇
四等	五〇円	一、〇〇〇
五等	二〇円	二〇、〇〇〇
六等	一〇円	一八、八六八
計		二〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月二十日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月二十五日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千九百三号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十一回佐賀興業銀行希望定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十六年十二月十一日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名称　第十一回佐賀興業銀行希望定期預金
二　条件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十五日から同二十七年二月十四日まで。
四　割増金品　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定める。

等級	割増金品	当せんの数
特等	二〇〇、〇〇〇円	一本
一等	一〇〇、〇〇〇円	九
二等	一〇、〇〇〇円	一〇
三等	一、〇〇〇円	五〇〇
四等	二〇〇円	五、〇〇〇
五等	三〇円	一〇〇、〇〇〇
六等	二〇円	四四四、四四〇
計		五〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月二十六日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月六日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千九百四号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、徳陽相互銀行第二回徳陽割増定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十六年十二月十一日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名称　徳陽相互銀行第二回徳陽割増定期預金
二　条件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十五日から同二十七年一月三十一日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各二十組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇〇、〇〇〇円	一本
二等	一〇、〇〇〇円	二
三等	一、〇〇〇円	四
四等	一〇〇円	一〇
五等	二〇円	一〇〇
六等	一〇円	一、〇〇〇
計		二、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月二十六日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月六日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千九百五号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、第十三回埼玉県信用金庫ニコニコ定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十六年十二月十一日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名称　第十三回埼玉県信用金庫ニコニコ定期預金
二　条件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十五日から同二十七年二月十一日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。但し、徳陽賞及び幸運賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
徳陽賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
幸運賞	一〇、〇〇〇円	二
一等	五、〇〇〇円	一六
二等	一、〇〇〇円	八〇
三等	一〇〇円	二〇〇
四等	三〇円	三、〇〇〇
五等	二〇円	九六、七〇〇
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月二日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月十一日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千九百六号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、甲府信用金庫割増金附平和定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十六年十二月十一日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名称　甲府信用金庫割増金附平和定期預金
二　条件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十五日から同二十七年一月二十一日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇円	一
二等	五〇〇円	一〇
三等	三〇〇円	一〇〇
四等	一〇〇円	一、〇〇〇
五等	五〇円	五〇〇
六等	二〇円	二、〇〇〇
計		四、八三二

五　抽せん期日　昭和二十七年二月一日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月二日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千九百七号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、伏見信用金庫第三回観光定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十六年十二月十一日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名称　伏見信用金庫第三回観光定期預金
二　条件
㈠契約期間　甲種　一年　乙種　六月
㈡預入金額　甲種　一口一万円　乙種　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十五日から同二十七年二月十五日まで。
四　割増金品　甲種、乙種とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、甲種は抽せん権千個、乙種は一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇円	二
二等	五〇〇円	五
三等	三〇〇円	一〇
四等	一〇〇円	五〇
五等	五〇円	四、八三二
六等	二〇円	五、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年二月一日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月十六日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千九百八号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、鹿児島相互信用金庫割増金附第三回ふくふく定期積金の細目を次のように定める。
昭和二十六年十二月十一日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名称　鹿児島相互信用金庫割増金附第三回ふくふく定期積金
二　条件
㈠契約期間　甲種　一年　乙種　六月
㈡預入金額　甲種　一口一万円　乙種　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十五日から同二十七年二月十五日まで。
四　割増金品　甲種、乙種とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、甲種は抽せん権千個、乙種は一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇円	二
二等	五〇〇円	五
三等	三〇〇円	一〇
四等	一〇〇円	五〇
五等	五〇円	四、八三二
六等	二〇円	五、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年二月一日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月十日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千九百九号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、伏見信用金庫第三回観光定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十六年十二月十一日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名称　伏見信用金庫第三回観光定期預金
二　条件
㈠契約期間　甲種　一年　乙種　六月
㈡預入金額　甲種　一口一万円　乙種　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十五日から同二十七年二月十五日まで。
四　割増金品　甲種、乙種とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、甲種は抽せん権千個、乙種は一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇円	二
二等	五〇〇円	五
三等	三〇〇円	一〇
四等	一〇〇円	五〇
五等	五〇円	四、八三二
六等	二〇円	五、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年二月一日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月十日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千九百十号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、鹿児島相互信用金庫割増金附第三回ふくふく定期積金の細目を次のように定める。
昭和二十六年十二月十一日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名称　鹿児島相互信用金庫割増金附第三回ふくふく定期積金
二　条件
㈠契約期間　一年
㈡給付金額　一口三千六百円
㈢掛金の金額及び回数　三百円　十二回
㈣抽せん権　抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附与する。第一回の抽せんは、第六回までの掛金拂込済の契約をもつて、第二回の抽せんは、全掛金拂込済の契約をもつて、それぞれ組を編成する。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十五日から同二十七年一月三十一日まで。
四　割増金　抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

㈠第一回抽せん

等級	割増金	当せんの数
一等	一〇、〇〇〇円	一本
二等	五〇〇	二
三等	二〇〇	三
四等	一〇〇	一〇
五等	三〇	五〇
計		六一

㈡第二回抽せん

等級	割増金	当せんの数
一等	二〇、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	二
三等	二〇〇	三
四等	一〇〇	一〇
五等	五〇	一〇〇
六等	二〇	八八四
計		一、〇〇〇

但し、徳陽賞及び幸運賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
徳陽賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
幸運賞	一〇、〇〇〇円	二
一等	五、〇〇〇円	一六
二等	一、〇〇〇円	八〇
三等	一〇〇円	二〇〇
四等	三〇円	三、〇〇〇
五等	二〇円	九六、七〇〇
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月二日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月十一日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千九百五号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、埼玉県信用金庫ニコニコ定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十六年十二月十一日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名称　第十三回埼玉県信用金庫ニコニコ定期預金
二　条件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十五日から同二十七年二月十一日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。但し、徳陽賞及び幸運賞は、一等のうちから定める。

等級	割増金	当せんの数
徳陽賞	一〇〇、〇〇〇円	一本
幸運賞	一〇、〇〇〇円	二
一等	五、〇〇〇円	一六
二等	一、〇〇〇円	八〇
三等	一〇〇円	二〇〇
四等	三〇円	三、〇〇〇
五等	二〇円	九六、七〇〇
計		一〇〇、〇〇〇

五　抽せん期日　昭和二十七年二月二日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年二月十一日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千九百六号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、甲府信用金庫割増金附平和定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十六年十二月十一日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名称　甲府信用金庫割増金附平和定期預金
二　条件
㈠契約期間　六月
㈡預入金額　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十五日から同二十七年一月二十一日まで。
四　割増金　預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、抽せん権五千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇円	一
二等	五〇〇円	一〇
三等	三〇〇円	一〇〇
四等	一〇〇円	一、〇〇〇
五等	五〇円	五〇〇
六等	二〇円	二、〇〇〇
計		八、九六四

五　抽せん期日　昭和二十七年二月一日
六　割増金の支拂開始期日　昭和二十七年三月十日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千九百七号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條及び第五條の規定により、伏見信用金庫第三回観光定期預金の細目等を次のように定める。
昭和二十六年十二月十一日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名称　伏見信用金庫第三回観光定期預金
二　条件
㈠契約期間　甲種　一年　乙種　六月
㈡預入金額　甲種　一口一万円　乙種　一口千円
㈢利息　付けない。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十五日から同二十七年二月十五日まで。
四　割増金品　甲種、乙種とも預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附与し、甲種は抽せん権千個、乙種は一万個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金品	当せんの数
特等	一〇、〇〇〇円	一本
一等	一、〇〇〇円	二
二等	五〇〇円	五
三等	三〇〇円	一〇
四等	一〇〇円	五〇
五等	五〇円	四、八三二
六等	二〇円	五、〇〇〇
計		

五　抽せん期日　昭和二十七年二月一日
六　割増金品の支拂開始期日　昭和二十七年三月十日
七　預金証書の印紙税　割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証書を指定し、印紙税を課さない。

◉**大蔵省告示第千九百八号**

割増金附貯蓄の取扱に関する法律（昭和二十三年法律第百四十三号）第三條の規定により、鹿児島相互信用金庫割増金附第三回ふくふく定期積金の細目を次のように定める。
昭和二十六年十二月十一日
大蔵大臣　池田　勇人
一　名称　鹿児島相互信用金庫割増金附第三回ふくふく定期積金
二　条件
㈠契約期間　一年
㈡給付金額　一口三千六百円
㈢掛金の金額及び回数　三百円　十二回
㈣抽せん権　抽せんは二回とし、給付金額一口につき各回の抽せん権一個を附与する。第一回の抽せんは、第六回までの掛金拂込済の契約をもつて、第二回の抽せんは、全掛金拂込済の契約をもつて、それぞれ組を編成する。
三　取扱の時期　昭和二十六年十二月十五日から同二十七年一月三十一日まで。
四　割増金　抽せん権千個をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

㈠第一回抽せん

等級	割増金	当せんの数
一等	一、〇〇〇円	一本
二等	五〇〇	二
三等	二〇〇	三
四等	一〇〇	一〇
五等	三〇	五〇
計		六一

㈡第二回抽せん

等級	割増金	当せんの数
一等	二〇、〇〇〇円	一本
二等	一、〇〇〇	二
三等	二〇〇	三
四等	一〇〇	一〇
五等	五〇	一〇〇
六等	二〇	八八四
計		一、〇〇〇

五　抽せん期日　組の成立した月の翌月で取扱者の定める日
六　割増金の支拂開始期日　当せん決定後五日を経過した日

◎**厚生省告示第二百八十号**

昭和十八年二月厚生省告示第六十六号（健康保険法及び船員保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）の一部を次のように改正し、昭和二十六年十二月一日から適用する。

昭和二十六年十二月十一日

厚生大臣　橋本　龍伍

第一号を次のように改める。

一　医師及歯科医師タル保険医ニ就キ療養ノ給付又ハ療養ヲ受クル場合ハ別表ノ診療報酬点数表及歯科診療報酬点数表ニ基キ一点ノ単価ヲ甲地ニ在リテハ十二円五十銭、乙地ニ在リテハ十一円五十銭トシテ之ヲ算定ス

◎**運輸省告示第三百九号**

運輸審議会において次のとおり決定があつたから運輸審議会一般規則（昭和二十四年運輸省令第七十五号）第十條の規定によつて、これを告示する。

昭和二十六年十二月十一日

運輸大臣　山崎　猛

大分港ほか二港の港湾区域の認可について

標記につき運輸審議会に諮問中のところ、次のとおり答申があつた。

第百六十一号

昭和二十六年十一月八日

運輸審議会会長　木村　隆規

運輸大臣　山崎　猛殿

答　申　書

大分港ほか二港の港湾区域の認可について

昭和二十六年十月十日付港第一七二七号をもつて諮問の大分港、別府港、津久見港の予定港湾区域については、審議の結果次のとおり答申する。

主　文

大分県知事申請の大分港、別府港及び津久見港の予定港湾区域は左記のとおり認可することが適当であると認める。

一、大分港予定港湾区域

大分港北突堤燈台（北緯三十三度十四分五十四秒東経百三十一度三十五分二十四秒）を中心として千六百メートルの半径を有する円内の海面

二、別府港予定港湾区域

両郡橋（別府市、大分市境界地点）から島山山頂まで引いた線、別府市、豊岡町境界陸岸地点から大崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面

三、津久見港予定港湾区域

千怒崎から横浦崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに青江川最下流鉄橋下流の河川水面

理　由

一、申請者大分県は、大分港については明治四十五年以降、津久見港については昭和十五年以降、港湾の施設を設置しその維持管理の費用を負担して現在に及んでおり、また別府港については、従来主として別府市が管理してきたが、昭和二十三年大分県において費用の一部を負担して港湾のしゅんせつ工事を施工した。大分県はこれらの港湾をさらに開発するため、昭和二十六年三月二十三日県議会の議決を経て、同年四月二十七日付をもつて、港湾法第三十三條に基き、自ら単独で港湾管理者になろうとする旨、その予定港湾区域及び他の関係地方公共団体が意見を申し出るべき期間（告示の日から四十日）を公告した。これに対し、大分市長及び津久見市長から異議のない旨通知があり、別府市からはなんら意見の申出がなかつた。よつて先に公告した予定港湾区域の認可を申請したものである。

右の事実から考えると、大分県が単独で、それぞれの港において、申請した予定港湾区域の港湾管理者となることは、港湾法上適法である。

二、それぞれの予定港湾区域は、当該水域を経済的に一体の港湾として管理運営するために必要な最小限度の区域であつて、当該予定港湾区域に隣接する水域を地先水面とする地方公共団体の利益を害しないものと認められるから港湾法第四條第六項前段の基準にかなつている。

三、港湾法に定める港の区域と、それぞれの予定港湾区域との関係は、次のとおりであつて、港湾法第四條第六項後段の規定にかなつている。

(イ)　大分港について港域法が定める区域は、主文と同一の地点を中心として「千八百メートルの半径を有する海面」であるから、主文の予定港湾区域は、その区域をこえないものである。

(ロ)　別府港について港域法が定める区域は「高崎山山頂から松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面」であるから、主文の予定港湾区域は、その区域をこえないものである。

(ハ)　津久見港について港域法が定める区域は、主文の予定港湾区域と合致するものである。

四、河川法の規定を準用する河川の区域（津久見港予定港湾区域に含まれる青江川の河川水面）については、港湾法第四條第五項の規定に準じて処理すべきものと認める。

五、なお大分市長から大分県知事に対し、大分港の「運営については最も関係の深い地元公共団体たる大分市を中心とした諮問機関を設置すること」の希望を申し出ている。この点については、申請書に添付の書類（大分県港湾管理委員会規則案）によると、大分県の管理するそれぞれの港湾に、地元公共団体の長を委員長とし関係官民、学識経験者十五名以内をもつて組織する委員会を置いて「知事の諮問にこたえて、港湾の開発、利用及び維持管理のための施策に関して答申し、意見を具申すること」となつており、大分市長申出の希望にもそうものであつて、適当な措置であると認める。

◎**郵政省告示第四百八十八号**

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十六年十二月一日から次の郵便局を移転した。

昭和二十六年十二月十一日

郵政大臣　佐藤　栄作

名　称	現在位置	移転位置
呉荒神町郵便局	呉市草里町	呉市則神町

◎**郵政省告示第四百八十九号**

郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）第十三條第四項の規定に基き、昭和二十六年十二月十六日から次の郵便局を改称する。

昭和二十六年十二月十一日

郵政大臣　佐藤　栄作

改称前の名称	改称後の名称	位置
現名称	佐世保池野郵便局	佐世保市大字大野田原免
肥前池野郵便局		

◎**郵政省告示第四百九十号**

郵便規則（昭和二十二年逓信省令第三十四号）第三條及び外国郵便規則（昭和二十五年郵政省令第十三号）第五條の規定に基き、昭和二十六年五月郵政省告示第百九十一号による小型記念通信日附印を次のように使用する。

昭和二十六年十二月十一日

郵政大臣　佐藤　栄作

使用局
静岡県
吉原郵便局

使用期間
昭和二十六年十二月十二日から
同　十二月十四日まで

形式

兵庫県
赤穂郵便局

昭和二十六年十二月十二日から
同　十二月十四日まで

正誤

頁	段	行	誤	正
二六三	二	一	本邦人	本邦法人

昭和二十六年十一月十七日官報号外（第九十六号）総理府告示第三百六十七号警察予備隊共済組合運営規則中

一二	二	七	故	事故
一二四	一〇	一	共済組合	一　連合会
〃	五	終りから一〇	連合会	連合会において継続

昭和二十五年十二月十五日公布法律第二百六十八号日本輸出銀行法中

三八	三	一六	本邦人	本邦法人

昭和二十六年十一月十七日官報号外（第九十六号）総理府告示第三百六十七号警察予備隊共済組合運営規則中

一二	二七	ともに、事	故	故
一二四	一〇	一	共済組合	一　連合会
〃	五	終りから一〇	連合会	連合会において継続

〃　〃　終りから七　ともに、様　ともに様式

〃　五　二　終りから五　式　短期給付、国庫負担金　短期給付、国庫負担金

〃　〃　三　終りから五　厚生係官を　厚生係官は

同月二十四日総理府告示第三百八十二号連合国財産の譲渡又は引渡し命令

中

四三七	一	一八	池田照太郎	池田昭太郎
〃	三	七	同所同番地	同所甲二十三番地の二
〃	〃	一〇	同所同番地	同所甲二十三番地の三
〃	〃	一七	二十四番地	二十三番地の四
〃	〃	二六	同所同番地	同所甲二十三番地の四
〃	〃	二一	同所同番地	同所甲二十三番地の五
〃	〃	終りから一〇	同所同番地	同所甲二十三番地の六
四三九	四	一九	安達浅栄	安達浅衛
〃	五	一	池田照太郎	池田昭太郎
〃	〃	六	十三坪一合七勺	十三坪一合八勺

同月二十六日公布法律第二百六十四号連合国財産補償法中

四五八	二	五	ものであると認めたときは	ものであるときは

同月二十八日公布政令第三百五十五号連合国財産の返還等に関する政令の一部を改正する政令中

五〇九	五	末行	時価に	時価で
五一一	三	中	第三十一條第七項中	第三十一條第七項中

同月二十九日総理府告示第三百八十七号町村の境界変更中

四三五	三	三	六ノ二、一三五七、一三五八	六ノ二、一三五八

総理府官報報告主任

昭和二十六年九月二十七日農林省告示第三百四十三号（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四條第六項の規定に基く森林基本計画の概要）中次のとおりいずれも誤り。

農林省官報報告主任

頁	計画区	基本計画	欄	誤			正		
485	北海道	C	木計画において指定すべき保安施設地区						
〃	〃	G	〃	災害防止林造林			災害防止林造成		
〃	〃	〃	〃	水源林造林			水源林造成		
〃	〃	J	落葉林道その他大規模な林産物搬出施設	自動車道	5,000	75	自動車道	5,000	75
〃	〃	〃	有林	自動車道	158,007	100	自動車道一級	169,667	100
〃	〃	〃	有林	自動車道	142,172	75	自動車道	158,007	95,318
〃	〃	〃	民国〃	自動車道	57,028	36,294	自動車道	91,612	37,949
〃	〃	〃	〃	〃		12,128	〃	142,172	36,294
486	〃	〃	〃			56			12,128
487	〃	〃	〃			2,500			55
〃	〃	〃	木計画において指定すべき保安施設地区			271			5,900
488	〃	〃	木計画において指定すべき保安林						471
〃	〃	C	〃	土砂流出防衛林			土砂流出防備林		
〃	〃	D	〃	土砂流出防衛林			土砂流出防備林		
〃	〃	E	〃	土砂流出防衛林			土砂流出防備林		
〃	〃	F	〃	土砂流出防衛林			土砂流出防備林		
〃	〃	I	〃	土砂流出防備林	300	540	土砂流出防備林	300	550
〃	〃	〃	〃			434			433
489	〃	〃	〃			430			420
〃	〃	〃	〃			6,364			364
〃	〃	A	人工植栽すべき森林面積の最小限度	水源林造成	495	495	水源林造成	459	459
〃	〃	B	木計画において指定すべき保安施設地区	土砂崩壊防備林			土砂流出防備林		
〃	〃	G	〃保安林	土砂崩壊防備林			土砂流出防備林		
490	〃	D	〃	土砂崩壊防備林			土砂流出防備林		
〃	〃	A	〃	国有林			民有林		
〃	〃	C	落葉林道その他大規模な林産物搬出施設			4,713			4,813
493	〃	A	人工植栽すべき森林面積の最小限度			100			110
〃	〃	B	木計画において指定すべき保安施設地区			100			110
494	〃	E	〃保安林			1,272			1,273
〃	〃	B	〃			1			4
〃	〃	G	〃						
495	〃	A	人工植栽すべき森林面積の最小限度	水源林造林成			水源林造成		
〃	〃	F	計画期間	災害防止林			災害防止林造成		
〃	〃	H	木計画において指定すべき保安施設地区			852			853
〃	〃	B	〃	山地荒廃防止			山地荒廃復旧		
497	〃	J	〃	災害防止造林			災害防止林造成		
〃	〃	〃	計画の重点	開廃造林			開発（造林）		
498	〃	F	木計画において指定すべき保安林施設地区	山源林造成			水源林造成		
500	〃	G	〃	水害防止林造成			災害防止林造成		
〃	〃	H	〃保安林	土砂流出防止林			土砂流出防備林		
〃	〃	F	落葉林道その他大規模な林産物搬出施設		50	50		30	
502	〃	B	木計画において指定すべき保安施設地区		4,000			4,000	
503	〃	D	〃	水源林造林			水源林造成		
〃	〃	G	〃	水源林造林			水源林造成		
〃	〃	J	落葉林道その他大規模な林産物搬出施設	車　道			自動車道		
〃	鹿児島	〃	〃			669			668

昭和二十六年十月十五日公布運輸省令第九十一号船舶職員法施行規則中三〇一頁四段七行「船舶衛生の大要」は「船内衛生の大要」の、三〇三頁上段九行「船舶職員法施行規則第26條の」は「船舶職員法施行規則第26條、第27條の」のいずれも誤り。

運輸省官報報告主任

昭和二十六年十月十五日公布運輸省令第九十一号船舶職員法施行規則中次の通りいずれも誤植

頁	段	行	誤	正
二八九	五	終りから九	従業者	従事者
二九〇	一	四	従業者	従事者
〃	〃	一三	従業者	従事者
〃	〃	一四	従業者	従事者
〃	〃	一八	従業者	従事者
三〇二	別表第五「職務」欄	五行	機関の運航	機関の運転
三〇三	上	九	施工地	施行地
三〇四	下	一〇	年月月	年月日

国会事項

○**衆議院**

◎**議事日程**　十二月十日の議事日程は次の通り。

議事日程　第一号

昭和二十六年十二月十日（月曜日）

午前十時開議

第一　議席の指定

○**参議院**

◎**議事日程**　十二月十日の議事日程は左の通り。

議事日程　第一号

昭和二十六年十二月十日（月曜日）

午前十時開議

第一　議席の指定

○**国立国会図書館**

◎**辞令**

運輸技官　桜庭　信一

国立国会図書館支部中央気象台図書館長を命ずる（十一月一日）

昭26.12.11. 第7478号

叙任及び辞令

○労　働　省

◉昭和二十六年十一月十六日
労働事務官　村岡　季夫
地方事務官に任命する。
労働事務官　井上　三郎
療養を命ずる（十月二十七日）
同　柳田　正夫
願に依り本官を免ずる（十月三十一日）
労働事務官兼
地方事務官　佐野川弘男
東京都職場補導員を命ずる
同　星野　三郎
神奈川県職場補導員を命ずる
同　清水　英一
長野県職場補導員を命ずる
同　富山　護任
兵庫県職場補導員を命ずる
同　石本富三郎
監督者訓練指導員を命ずる
地方事務官　加藤　貞雄
静岡県職場補導員を命ずる
同　可兒　明義
京都府職場補導員を命ずる
同　広瀬　清雄
監督者訓練指導員を命ずる
同　赤木　昌彰
岡山県職場補導員を命ずる
同　金子　忠雄
山口県職場補導員を命ずる
同　永田　高
監督者訓練指導員を命ずる（以上十一月一日）
労働事務官　吉城　経見
療養を命ずる（十一月十日）
地方事務官　村岡　季夫
九級一号俸を給する
福岡県労働部職業安定課勤務を命ずる
労働事務官　小野　稟
苫小牧公共職業安定所長に補する（以上十一月十六日）
労働技官　中島　誠一
産業安全研究所長を命ずる（十一月二十一日）
労働事務官　加藤　正義
津公共職業安定所勤務を命ずる
地方事務官　末吉　真次
福岡県労働部職業安定監察官を免ずる
同　西　正彦
福岡県労働部職業安定監察官を命ずる
（以上十二月一日）

官庁事項

○最高裁判所

◉刑事補償法による補償決定の公示

刑事補償決定要旨

決　定

本籍並びに住居　兵庫県津名郡志筑町三一〇五番地の二
請求人　梶内　近一

右の者に対する昭和二十六年(と)第二号刑事補償請求事件について、当裁判所は検察官平井卓二及び請求人の意見を聴き、次のように決定する。

主　文

請求人に金一万三千八百円を交付する。

理　由

請求人は、窃盗被疑事件について昭和二十五年六月二十三日逮捕せられ、同月二十四日勾留状の執行を受け、更に、同年七月十日当裁判所に右窃盗被告事件について起訴せられ、同年八月七日保釈に依り釈放せられるまで前後四十六日間の未決の拘禁を受けたところ、前記被告事件は、昭和二十六年十月二十五日、当裁判所において、無罪の判決を受け、右判決は同年十一月九日確定したので、刑事補償法に依り補償の請求をした。

当裁判所は右請求を理由ありと認め、同法第四条に従い右勾留期間四十六日につき一日金三百円の割合に依る補償金一万三千八百円を、請求人に交付することとし、主文の通り決定する。

昭和二十六年十一月二十八日
洲本簡易裁判所

◉公益事業委員会事務局大阪支局公告（第二号）

公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）第六十條第一項第二号の規定による聴聞を左記の通り行う。

昭和二十六年十二月十一日

公益事業委員会事務局大阪支局長　上島　定雄

記

件名	事案の要旨	聴聞の期日	聴聞の場所
一、関西電力（関西配電）株式会社申請供給施設概要の変更	小林町変電所、福崎小林町線及び小林町恩加島線を廃止する。	昭和二十六年十二月十四日午前九時三十分	大阪市東区瓦町財団法人近畿生産電力協会事務所内
二、同右	浅香山木津川線を廃止する。	同右	同右
三、同右	神崎川変電所を廃止する。	右終了後	同右
四、同右	湊川旭線を廃止する。	右終了後	同右
五、同右	八幡線、広支線及び修理川東線を廃止し、これに伴い必要とする送電線路を修理川発電所と関係三発電所の間にそれぞれ新設する。	右終了後	同右
六、同右	小曾根宮原線及び豊中支線を廃止し、宮原開閉所と豊中変電所の間に二万V二回線の宮原豊中線を新設する。	右終了後	同右
七、関西電力株式会社申請同件	姉小路変電所を廃止し、これに伴い必要とする関係送電線路の廃止及び新設を行う。	右終了後	同右
八、同右	立花前浜線を廃止し、これに伴い必要とする送電線路を大浜変電所と関係二変電所の間にそれぞれ新設する。	右終了後	同右
九、同右	長曾根変電所を廃止する。	右終了後	同右
十、同右	松屋変電所の出力を一二、四〇〇KVAに増加する。	右終了後	同右
十一、同右	明石野島線第三号線及び大蔵谷支線を廃止し、これに伴い必要とする送電線路を大蔵各変電所と関係二変電所との間にそれぞれ新設する。	右終了後	同右
十二、同右	西御坊変電所及び御坊西御坊線を廃止する。	右終了後	同右
十三、同右	近鉄富田林道明寺線を廃止する。	右終了後	同右
十四、同右	神崎変電所の出力を六〇、〇〇〇KVAに増加し、これに伴い必要とする送電線路の廃止及び新設を行う。	右終了後	同右
十五、同右	湊川発電所に五、〇〇〇KVAの変圧器二台を増設する。	右終了後	同右

備考　五、七、八、十一及び十四の各件名に係る事案の詳細については、公益事業委員会事務局大阪支局の事務所に掲示する。

総理府公告

○港湾運送事業財団

神戸市生田区海岸通一丁目五番地大日通運株式会社から神戸市生田区海岸通二丁目四番地の二、五番の一、五番の二並びに神戸市生田区海岸通三丁目八番、神戸市生田区海岸通五丁目三番、四番、五番、六番、七番合併の一、同合併の二同社神戸事業所及び大阪市西区本田二番町二十番地の二同社大一丁目十二月十四日財団法人近畿生産電力協会事務所に属する土地、建物、機械器具並びに解船曳船等に対して港湾運送事業財団組成の為め所有権保存登記の申請があつたから右財団に属すべき動産に付権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当庁に申出られ度い。

但し、港湾運送事業財団に属すべきものの目録は当庁に備え付けてあるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十六年十二月十一日
神戸地方法務局

○押収物還付公告

大阪地方検察庁

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九條により公告する。

○昭和二十六年領第一〇三号（宮本貞夫、窃盗事件）
一、ズボン　一枚
一、ハンカチ　三四枚
一、白ネル　一ヤール
一、反物　一反
一、タオル　二枚

○同押第二〇四三二号（喜多襄信、詐欺事件）
一、鋼管　約一、五貫
一、赤皮製鞄　一個
一、白米　三升

○同押第二〇四三九号（土肥治夫、同）
一、夏布団　一枚
一、布団綿　一点

○同押第三四九一号（松村武司、同）
一、自転車タイヤ　一本

○同押第四八八〇号（申日淳、同）
一、木綿風呂敷　二枚

○同押第五四七三号（安里仁雄一名、同）
一、ドライバー　一個
一、古ゴム長靴　一足

○同押第八四二五号（後藤民治郎、同）
一、背広上下　一着
一、手提カバン　一個
一、男物靴　一足

○同押第八七五五号（大鋸清一、同）
一、二輪自転車　一台

○同押第八九二二号（藤本雅由、同）
一、釘抜　一個

○同押第一〇五七四号（中島淳一、同）
一、風呂敷　二枚

○同押第一九八〇号（細馬久一、同）
一、女物紺スカート　一枚

○同押第一三六三九号（藤原義一、同）
一、ベンチ　一個

○同押第一三八四四号（小山宇一郎他七名、同）
一、締紗白地紋入反物　一反
二、女児用夏服　一着　其他雑品　七点

○同押第一四九四五号（成基文他二名、同）
一、ベンチ並金切鋸　各一個
二、リックサック　一個

○同押第一五〇七六号（森正茂他二名、同）
一、黒皮製手提鞄　一個

○同押第一五二一号（坂上利次、同）
一、中古茶色皮手提鞄　一個

○同押第一五五二八号（大内正国他三名、同）
一、現金　二千百円

○同押第一五六八三号（竹村一正、同）
一、赤皮製短靴　一足

○同押第一五八七〇号（吉永清他六名、同）
二、ネズミ色背広上衣　一着
二、男女茶色短靴　各一足

○同押第一七〇四五号（鈴木清作、同）
一、ベンチ　一個

○同押第一七七九号（金服伊他一名、同）
一、大型扇風機　一台

○同押第一八二五八号（福西捨吉、同）
一、手廻ドリル　一個

○同押第一八四九号（井原喜四郎、同）
一、白地風呂敷　一枚
二、布団綿　一点

○同押第二〇四六八号（洪禹天、同）
一、二輪自転車　一台

○同押第二〇五〇号（豊田武夫、同）
一、万年筆型懐中電燈　一個

○同押第二一〇八九号（泉洋士、同）
二、鼠色毛布　一枚
二、鼠色ジャンパー並国防色ズボン　各一着

○同押第二一二一三号（朴守福他一名、同）
一、チャック付手提鞄　一個

○同押第二一三四三号（大吉幸雄、同）
一、腕時計　二個　其他雑品　四点

○同押第二一三六三号（中井清同）
一、女物赤紫色並赤色服地　各七ヤール
二、背広上衣紫色並紺色　各一着
三、風呂敷　四枚　其他衣類　七点

○同押第二一九二四号（米沢静幸同）
一、鼠色背広上衣　一着

○同押第二二三〇三号（荒川耕一同）
一、鼠色オーバー　一着

○同押第二二六八六号（川辺清同）
一、万年筆三本
二、女用サンダル靴　一足
三、女用半オーバー　一着　其他雑品
若干

○同押第二二八〇二号（石崎定夫同）
一、自転車（中古）　一台

○同押第二三一六九号（山田清太郎同）
一、白色シャツ　二枚

○同押第二〇四〇〇号（原龍平同）
一、金鎚並ペンチ　各一個

○同押第二〇四六八号（洪禹天同）
一、二輪自転車　一台

○同押第二〇五〇号（豊田武夫同）
一、万年筆型懐中電燈　一個

○同押第二一〇八九号（泉洋士同）
二、鼠色毛布　一枚

○同押第二一三〇三号（安里仁雄一名同）
二、ドライバー　一個
二、古ゴム長靴　一足

○同押第八四二五号（後藤民治郎同）
一、背広上下　一着
一、手提カバン　一個

○同押第八七五五号（大鋸清一同）
二、二輪自転車　一台

○同押第八九二二号（藤本雅由同）
二、釘抜　一個

○同押第一〇五七四号（中島淳一同）
一、風呂敷　二枚

○同押第一九八〇号（細馬久一同）
一、女物紺スカート　一枚

○同押第一三六三九号（藤原義一同）
一、ベンチ　一個

○同押第一三八四四号（小山宇一郎他七名同）
一、締紗白地紋入反物　一反
二、女児用夏服　一着　其他雑品　七点

○同押第一四九四五号（成基文他二名同）
一、ベンチ並金切鋸　各一個
二、リックサック　一個

○同押第一五〇七六号（森正茂他二名同）
一、黒皮製手提鞄　一個

○同押第一五二一号（坂上利次同）
一、中古茶色皮手提鞄　一個

○同押第一五五二八号（大内正国他三名同）
一、現金　二千百円

○同押第一五六八三号（竹村一正同）
一、赤皮製短靴　一足

○同押第一五八七〇号（吉永清他六名同）
二、ネズミ色背広上衣　一着
二、男女茶色短靴　各一足

○同押第一七〇四五号（鈴木清作同）
一、ベンチ　一個

○同押第一七七九号（金服伊他一名同）
一、大型扇風機　一台

○同押第一八二五八号（福西捨吉同）
一、手廻ドリル　一個

○同押第一八四九号（井原喜四郎同）
一、夏布団　一枚
二、布団綿　一点

○同押第三四九一号（松村武司同）
一、自転車タイヤ　一本

○同押第四八八〇号（申日淳同）
一、木綿風呂敷　二枚

○同押第五四七三号（安里仁雄一名同）
二、ドライバー　一個
二、古ゴム長靴　一足

○同押第八四二五号（後藤民治郎同）
一、背広上下　一着
一、手提カバン　一個

○同押第八七五五号（大鋸清一同）
二、二輪自転車　一台

○同押第八九二二号（藤本雅由同）
二、釘抜　一個

○同押第一〇五七四号（中島淳一同）
一、風呂敷　二枚

○同押第一九八〇号（細馬久一同）
一、女物紺スカート　一枚

○同押第一三六三九号（藤原義一同）
一、ベンチ　一個

○同押第一三八四四号（小山宇一郎他七名同）
一、締紗白地紋入反物　一反
二、女児用夏服　一着　其他雑品　七点

○同押第一四九四五号（成基文他二名同）
一、ベンチ並金切鋸　各一個
二、リックサック　一個

○同押第一五〇七六号（森正茂他二名同）
一、黒皮製手提鞄　一個

○同押第一五二一号（坂上利次同）
一、中古茶色皮手提鞄　一個

○同押第一五五二八号（大内正国他三名同）
一、現金　二千百円

○同押第一五六八三号（竹村一正同）
一、赤皮製短靴　一足

○同押第一五八七〇号（吉永清他六名同）
二、ネズミ色背広上衣　一着
二、男女茶色短靴　各一足

○同押第一七〇四五号（鈴木清作同）
一、ベンチ　一個

○同押第一七七九号（金服伊他一名同）
一、大型扇風機　一台

○同押第一八二五八号（福西捨吉同）
一、手廻ドリル　一個

○同押第一八四九号（井原喜四郎同）
一、夏布団　一枚
二、布団綿　一点

○同押第二〇四六八号（洪禹天同）
一、二輪自転車　一台

○同押第二〇五〇号（豊田武夫同）
一、万年筆型懐中電燈　一個

○同押第二一〇八九号（泉洋士同）
二、鼠色毛布　一枚
二、鼠色ジャンパー並国防色ズボン　各一着

○同押第二一二一三号（朴守福他一名同）
一、チャック付手提鞄　一個

○同押第二一三四三号（大吉幸雄同）
一、腕時計　二個　其他雑品　四点

○同押第二一三六三号（中井清同）
一、女物赤紫色並赤色服地　各七ヤール
二、背広上衣紫色並紺色　各一着
三、風呂敷　四枚　其他衣類　七点

○同押第二一九二四号（米沢静幸同）
一、鼠色背広上衣　一着

○同押第二二三〇三号（荒川耕一同）
一、鼠色オーバー　一着

○同押第二二六八六号（川辺清同）
一、万年筆三本
二、女用サンダル靴　一足
三、女用半オーバー　一着　其他雑品
若干

○同押第二二八〇二号（石崎定夫同）
一、自転車（中古）　一台

○同押第二三一六九号（山田清太郎同）
一、白色シャツ　二枚

○同押第二〇四〇〇号（原龍平同）
一、金鎚並ペンチ　各一個

○同押第二〇四六八号（洪禹天同）
一、二輪自転車　一台

○同押第二〇五〇号（豊田武夫同）
一、万年筆型懐中電燈　一個

○同押第二一〇八九号（泉洋士同）
二、鼠色毛布　一枚
二、鼠色ジャンパー並国防色ズボン　各一着

○同押第二一二一三号（朴守福他一名同）
一、チャック付手提鞄　一個

○同押第二一三四三号（大吉幸雄同）
一、腕時計　二個　其他雑品　四点

○同押第二一三六三号（中井清同）
一、女物赤紫色並赤色服地　各七ヤール
二、背広上衣紫色並紺色　各一着
三、風呂敷　四枚　其他衣類　七点

○同押第二一九二四号（米沢静幸同）
一、鼠色背広上衣　一着

○同押第二二三〇三号（荒川耕一同）
一、鼠色オーバー　一着

○同押第二二六八六号（川辺清同）
一、万年筆三本
二、女用サンダル靴　一足
三、女用半オーバー　一着　其他雑品
若干

○同押第二二八〇二号（石崎定夫同）
一、自転車（中古）　一台

○同押第二三一六九号（山田清太郎同）
一、白色シャツ　二枚

○同押第二〇四〇〇号（原龍平同）
一、金鎚並ペンチ　各一個

福岡地方検察庁飯塚支部

左記押収物につき刑事訴訟法第四百九十九条により公告する。

○昭和二十三年領第三七号（浅野健一窃盗事件）
一、軍靴　一足
一、同　短靴　一足
三、国防色上衣　一着
四、国防色学生服上衣　一着
六、国防色ズボン　一着
七、防水用ズボン　一枚
八、黒布製雑嚢　一枚
○同領第二二号（河野力同）
一、サージ詰襟上衣　一枚
一、サージチョッキ　一枚
二、毛糸チョッキ　一枚
三、毛糸チョッキ　一枚
四、青色シャツ　一枚
五、国防色ズボン　一枚
六、皮バンド　一本

飯塚区検察庁

昭26.12.11. 第7478号

五、背広　上下　一枚
六、カーテン　一本
七、ズボン　一本
八、チョッキ　一枚
九、布キレ　女上着　一枚
一〇、洋服上下　各一枚
○同領第一〇九号（平田義男同）
一、ベンチ　一本
二、ビスカンバン　一個
三、風呂敷　一枚
四、手提カバン　一個
五、時計　一個
六、風呂敷　一枚
七、電話銅線　六七本
○同領第一〇七二号（長門善徳同）
一、鉄板製品　七個
○同領第一三五七号（秋吉勇同）
二、草履　一足
三、白布　一枚
○同領第五〇七号（堀野富蔵同）
二、ジャッキー　一本
三、半オーバー　一着
四、半長靴　一足
○同領第一三一号（鄭学寿同）
一、錫管　一片
○同領第二〇九号（山岡泰海恐喝事件）
一、肉切庖丁　一本
○同領第一三四一号（富田博明窃盗事件）
一、立会封金　一本
二、帯　一本
三、洋服ブラシ　一個
四、毛糸あみ　一
五、日紅付　一
六、用品入　一
七、
○同保第六八九号（朴粉伊酒税法違反事件）
一、換価金　二七円
○昭和二十五年領第一九五二号（岩永貢窃盗事件）
一、ランニングシャツ　一枚
○昭和二十五年領第一七二一号（山本義一詐欺事件）
一、傘　一本
○同領第一二六六号（山田勇窃盗事件）
二、庖丁　一本
○同領第一〇八号（藤岡守雄同）
一、将校用軍靴（チヨコレート色）　一個
三、
○同領第七九五号（大下数美外一名同）
三、靴下　四足
五、ズック（女物）　一枚
八、シャツ　一枚
○同領第八〇八号（申重伊同）
一、手提カバン　一個

○同領第六九九号（小松実夫恐喝未遂事件）
一、革切庖丁　一本
○同領第一四七二号（岡崎保雄外一名窃盗事件）
三、草靴　一足
四、スック　一足
○同領第一九〇七号（尚角兼登同）
四、財布　一個
六、女物ジャケット　一枚
七、洗面袋　一個
○同領第五九九号（松本正明暴力行為処罰に関する法律違反事件）
一、刺身庖丁　一本
○同領第八二九号（岩国秀行窃盗事件）
一、短靴　一足
○同領第六〇九号（石井敏彦同）
二、日本手拭　一本
三、作業衣　一枚
四、女下駄　一足
○同領第一四五〇号（佐伯金次郎横領事件）
一、腕時計　一個
○同領第二〇〇七号（川口守外一名同）
一、金槌　一本
四、スッパナー　二本
五、ドライバー　二本
六、自転車泥除　二個
七、同　スタンド　一個
八、同　幼児腰掛　一個
○同領第一〇五四号（田坂節夫窃盗事件）
四、風呂敷（青）　一枚
六、同（茶）　一枚
七、消毒綿入ケース　一個
一四、計算尺ケース　一個
一六、注射器ケース　一個
一七、注射薬　五箱
一八、風呂敷　一〇枚
二〇、鞄　一本
二一、ハンカチ　一枚
二二、リーダー　一枚
二三、スダイジェスト　一冊
二四、浴衣　一枚
二五、タオル　一枚
三〇、チヤツク付小袋　一個
三一、チヨツキ　一個
三二、ピロード小袋　一個
三三、財布（皮）　一個
三五、雑誌　一冊
三七、手提鞄（皮）　一個
四二、兵古帯　一本
四三、靴下　一足
四四、マフラー　一本
四六、米袋　一枚
四七、バス　一枚
四八の一、幼児肌着　一枚

五四、白シャツ　一枚
五五、風呂敷　一枚
五六、トランク　一個
五九、ボストンバツク　一個
六〇、洋傘　一本
六一、ズボン　一本
六二、丹前　一枚
六四、セーター　一枚
六五、西洋そり刃　一個
六六、ウイスキーケース　一個
六七、ランニングシャツ　二枚

○同領第一四一五号（松月政雄同）
一、青色風呂敷　一
○同押第一四八号（中島保食糧管理法違反事件）
一、風呂敷　一
○同押第一四四九号（高山信夫窃盗事件）
一、軍手　一双
○昭和二十六年押第四四号（高判盛酒税法違反事件）
一、換価金　二十円
○同押第一九三号（川上泰一住居侵入事件）
一、海軍ナイフ　一
○同押第二〇〇号（野田省吾強盗等事件）
一、皮製財布　一
二、二ツ折布製財布　一
四、現金　五円
○同押第二三九号（李猛樹窃盗事件）
一、洗濯石鹸　三
二、金盥　一
○同押第二四三号（入江久夫同）
一、玉野新聞　二
二、同　二九一
四、国会情報　二九一
五、地区ニュース　一四
六、中国党報　一四
七、国際新聞　一
八、毎日新聞　一
九、山陽新聞　一
一〇、単独講和は戦争の道　九
一一、送付票　一
一二、私たちの新聞　一
一三、封筒　一
一四、現金　九百三十円
一六、封筒　一
一七、委員会報　三
一八、現金　一千八百二十二円
一九、世界労働旬報　一
二〇、雑記帳　一冊
二一、領収証　一
二二、分会情報　一
二三、若き戦士　一
二四、革命活動　一冊
二五、前衛　一
二六、手袋　一足
二七、雑嚢　一
二八、風呂敷　一

○同領第一四六号（村松庄人民の兄弟）　三三
○同押第二八六号（宮本幌也政令三二号違反事件）
一、ゴム裏草履　一足
二、国防色シャツ　一
三、同ズボン　一
○同押第一〇二九号（姜栄祚窃盗事件）
一、懐中電燈　一
二、捻子廻し　一
○同押第一一八号（岡本石夫横領事件）
一、鍵　一
○同押第一三七号（藤原金二郎同）
一、茶色人絹風呂敷　一

三〇、噴一　一
三一、世界協議会　一
三二、乗車券　一
○同押第二九九号（林在斗酒税法違反事件）
一、換価金　二十円
二、同　四千七百六十六円
三、同　五百二十五円
○同押第五三五号（曹圭宇窃盗事件）
一、革製煙草ケース　一
二、革製二つ切財布　一
○同押第六五九号（朴三福酒税法違反事件）
一、水枕　一
二、換価金　六百五十円
○同押第八二九号（藤原時子麻薬取締法違反事件）
一、黒革手提鞄　一
二、注射液　一箱
四、同（箱入）　四箱
五、ペニシリン（結晶）　一瓶
六、注射液　一ケ
七、舌押　二本
八、体温計　一
九、鞄　一
一〇、ゴム製止血帯　一
○昭和二十五年裁押四〇号（清水滝夫詐欺事件）
一、契約書　一枚
二、領収書　二枚
○同押第五三号（吉川春愈商標法違反事件）
一、送り状　七枚
二、玄武太印　一
○同押第一〇九号（高再坤強盗事件）
一、手紙　一
二、風呂敷　一
三、ジャンパー　一
○昭和二十六年裁押第一三〇号（船部文一窃盗事件）
一、洗面用具　一揃
二、風呂敷　一

裁判所公告（●印は新料金）

○押収物還付公告

横浜家庭裁判所

左記押収物について少年法第十五条刑事訴訟法第四百九十九条によつて公告する。

○昭和二十五年押第六七号（昭和二十五年少第一四四六号窃盗保護事件）

一、茶色目覚時計　一箇
二、黄色目覚時計　一箇

○同押第七〇号（同少第一四六九号虞犯保護事件）
一、現金　二千二百八十四円二十銭
二、クローム製腕時計　一個
三、ピロード製財布　一個
○同押第七三号（同少第一五二七号窃盗保護事件）
一、懐中電燈（乾電池二個入）　一個
二、太綿風呂敷　一枚
三、リュックサック　一個
四、麻袋　一枚
五、飯盒（中盗なし）　一個
六、革製バンド　一本
○同押第七四号（同少第一五一三号同）
一、斧　一個
○同押第七五号（同少第一四九二号虞犯保護事件）
一、白木綿ハンカチ　一枚
○同押第八一号（同少第一六八九号遺失物横領保護事件）
一、革製ガマロ　一個
○同押第九四号（同少第一九三三号窃盗保護事件）
一、現金　百円
二、ブライヤ　一個
○同押第九九号（同少第二一二三号食糧管理法違反保護事件）
一、現金　二百十九円七十銭
○同押第一一〇号（同少第二一七四号窃盗保護事件）
一、斧　一挺
二、女物下駄　一足
三、鋸　一本
○同押第一一六号（同少第二二四五号同）
一、破れ行李　五枚
二、紙中　一枚
○同押第一二二号（同少第二三三四号同）
一、ボール　一個
二、雑誌（ユースヒストリー）　一冊
○同押第一二六号（同少第二二八九号同）
一、花バサミ　一挺
二、金槌　一丁
○同押第一三七号（同少第二四七〇号虞犯保護事件）
一、黒ゴム運動靴　一足
二、ドライバー　一本
○同押第一四六号（同少第二六二九号窃盗保護事件）
一、黒色ズック靴　一足
二、ラクダ色綿マフラー　一本

○相続財産管理人選任
●本籍並びに住所　足柄下郡下曾我村曾我別所八十六番地
申立人　神尾徳之進
本籍　小田原市新玉一丁目六十一番地
最後の住所　足柄下郡下曾我村曾我別所八十六番地
被相続人　柳下　三郎
大正九年七月四日生
右申立人の申立により当裁判所は右被相続人柳下三郎の相続財産管理人として本籍並住所足柄下郡下曾我村曾我別所八十六番地神尾徳之進を選任した。
昭和二十六年十二月五日
横浜家庭裁判所小田原支部

○禁治産宣告
●昭和二十六年(家)第三九四号
本籍並びに住所　岡山県和気郡熊山村大字弓削二百四十七番地
事件本人　片尾文太郎
岡山県和気郡熊山村大字弓削二百四十七番地片尾重子の申立により右事件本人に対し禁治産を宣告した。
昭和二十六年十一月十三日
岡山家庭裁判所

○失踪に関する届出の催告
●昭和二十六年(家)第九一四一五号
申立人　西田　文男
本籍並びに最後の住所千葉県船橋市海神町二丁目七百五十八番地
不在者　西田　ミサ
明治三十三年八月五日生
本籍並びに最後の住所同右
西田　昌裕
昭和十六年四月十二日生
右不在者等に対し申立人より失踪宣告の申立がなされたので不在者又は不在者等の生死を知つて居る者は昭和二十七年六月十日午後一時迄に当裁判所に出頭又は書面を以て申出をなすべき旨催告をなすと共に不在者又は不在者等の生存の届出をなすべき旨を公示催告をなすべき旨を公示催告をなすべき旨を公示催告

資本減少公告

当会社は昭和二十六年十一月二十九日の定時株主総会の決議により、当会社の発行済額面株式九三、八四株を一株の価額六十五円を以て当社に買入れ消却する方法により資本金中四、六九二、一〇〇円を減少することとなりました。ついてはこれに対し異議を有せらるる債権者は、昭和二十六年十二月二十日から昭和二十七年二月二十五日までの期間内に、その旨当会社へ御申出下さい。

昭和二十六年十二月四日

神戸市生田区浪花町二二番地

日本汽船株式会社

債権者各位

解散公告(第二回)

当会社は昭和二十六年十一月十九日の株主総会の決議により解散しました。当会社に対し債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内に御申出下さい。若しこの期間内に申出がないときは清算から除斥致します。

昭和二十六年十二月一日

四日市市東邦町一番地

東栄興業株式会社

清算人 伊藤 治彦

解散公告(第一回)

当会社は昭和二十六年十一月二十五日臨時株主総会により解散しましたので当会社に対して債権を有せられる方は本公告掲載の日から二箇月以内に御申出下さい。若しこの期間内に御申出のないときは清算依り除斥致します。

昭和二十六年十二月五日

住所横浜市中区曙町二丁目十九番地

会社名 大和商事株式会社

清算人 秋山 玉秋

特殊清算結了公告(第十七号)

左記閉鎖機関の特殊清算に関する決算報告書は昭和二十六年十二月三日附を以て大蔵大臣より承認されたのでその特殊清算は結了致しました。

右閉鎖機関令第十九條の四の規定により公告致します。

従つてこれらの機関は法人については特殊清算結了登記の日、それ以外のものについては本公告の日を以て消滅致します。

昭和二十六年十二月十一日

閉鎖機関整理委員会

委員長 岩坪 友至

財団法人義済会
砂糖輸入協会
日本鑄鉄管株式会社
全国再生紙製品工業協同組合
日本消防服装工業協同組合
千葉県飼料商業協同組合
日本麻織物工業協同組合
社団法人日本床板協会
鐵鋼協議会
日本海藻食工業協同組合
日本乾塩魚工業協同組合
硫酸曹達協会
日本羊毛輸入組合
日本木材輸出協会
日本化粧品工業組合連合会
山梨県酒造組合
栃木県飼料商業協同組合
島根県飼料商業協同組合
日本ゴム利用工業会
社団法人日本ゴム利用工業協同組合
全国印刷工業協同組合
東海砂利株式会社
海苔輸入配給協会
全国鞣油工業協同組合
アンモニア製品墨話会
埼玉県酒造組合
群馬県酒造組合連合会
日本麻袋商工業協同組合
自転車製造組合
日本特殊紡績同業会
日本研磨布紙工業協同組合
日本水飴卸商業協同組合
茨城県酒造組合連合会
秋田県飼料商業協同組合
奈良県飼料商業協同組合
日本農機ゴム配給株式会社
全国手紡織維工業協同組合
日本電球工業会
日本乾パン工業協同組合
大阪府酒造組合連合会
隣邦輸出衣料製品組合
社団法人輸出綿糸布協会
タルク協議会
日本タオル工業協同組合
西日本砂利株式会社
社団法人日本輸出絹人織協会
兵庫県飼料株式会社

滋賀県飼料雑穀商業協同組合
日本アスファルト工事業組合
日本五倍子株式会社
全国自動車整備工業協同組合連合会
北海道石炭復興会議
全国製麺工業協同組合
埼玉県飼料商業協同組合
神奈川県飼料商業協同組合
山梨県飼料商業協同組合
愛知県飼料商業協同組合
大阪府飼料商業協同組合
佐賀県飼料商業協同組合
日本ゴム製品統制組合
秋田県燃料配給林産組合連合会
燐鉱輸入協会
日本毳肢工業統制組合
全国竹材組合
日本麻糸元卸組合
和樽中央会
全国紙器工業協同組合連合会
日本瑞圧コンクリート製品統制組合
石川県飼料商業協同組合
静岡県飼料商業協同組合
三重県飼料商業協同組合
福岡県飼料配給組合
全国自動車部品工業組合
小麦輸入協会
鉱産物非鉄金属輸出協会
全国石膏工業協議会
京都府繊維製品株式会社
広島県飼料商業協同組合
全国製粉工業協同組合連合会
麦酒配給株式会社
自転車リヤカー部品製造組合
全国製綿工業協同組合連合会
日本絹綿工業協同組合
日本始発筒工業協同組合
全国菓子商工業協同組合連合会
日本ガラ紡績工業協同組合
日本生産管理用機械工業統制組合
日本メリヤス工業会
全国自動車部品販売組合
日本絹人絹繊物工業会
栃木県燃料株式会社

日本管工業会
富山県繊維製品株式会社
佐賀県繊維製品株式会社
大分県繊維製品株式会社
広島県飼料商業協同組合
日本塗料協会
電気自動車工業会
日本アンチモニー工業協同組合
日本ミシン製造会
粉砕ボール協議会
全国鉱山会
日本洋蠟燭工業協同組合
日本刷子交易株式会社
船用計器協会
福岡県繊維製品株式会社
全国貨物自動車運送事業組合連合会
群馬県飼料商業協同組合
日本窯炉工業会
日本フェルト工業会
日本毛織工業会
日本繊維工業用木製品組合
千葉県馬匹組合連合会
歯科用品株式会社
石油輸入協会
油糧輸入協会
日本農林産物輸出組合
日本陶磁器工業協議会
日本港運中央会
日本合成清酒酒造組合
福井県酒類販売株式会社
日本試薬工業会
日本羊毛工業会
工革工業会
日本ゴム工業協同組合連合会
日本既製洋服工業協同組合連合会
西部石炭復興会議
財団法人日本鉄鋼協議会
紙輸入協会
日本黒鉛輸入協会
雑品輸入協会
皮革製品輸出組合
社団法人造船連合会
秋田県繊維製品株式会社
日本麻繊維商業協同組合
日本帽子工業協同組合連合会
岡山県飼料商業協同組合
日本建設工業会
日本繊維雑品染色協会
繊維手芸品同業会
日本足袋底加工工業協同組合

日本羊毛協会
社団法人日本毛麻糸布輸出商同業会
日本繊物染色協会
全国帆布製品商工業協同組合連合会
日本足袋工業協同組合
綿紡工業会
日本紡績同業会
三重県燃料林産組合
全国印袢纏商工業協同組合連合会
全国製粉工業協同組合
麦酒配給株式会社
自転車リヤカー部品製造組合
全国製綿工業協同組合連合会
日本絹綿工業協同組合
日本始発筒工業協同組合
全国菓子商工業協同組合連合会
日本ガラ紡績工業協同組合
日本生産管理用機械工業統制組合
日本メリヤス工業会
全国自動車部品販売組合
日本絹人絹繊物工業会
栃木県燃料林産組合

株券提供公告

当会社は昭和二十六年十一月二十九日開催の臨時株主総会において発行済、株式総数四万株につき一株五十円の株式十株を一株五百円の株式一株に併合し無記名株は之を廃止し記名株式とすることに決議致しました。就ては昭和二十七年三月十日までに貴殿所有の株券全部を当会社に御出下さい。追て併合に適しない端株は当会社において適当に処分しその代金を処分株数に応じ御交付申上ます。

昭和二十六年十二月十一日

東京都中央区日本橋通二の三

アサヒ興業株式会社

株主各位

株式併合公告

昭和二十六年十一月二十九日株主総会の決議により一株を併合して額面五百円株式一株となすに依り之れに異議ある債権者及び質権者は昭和二十七年三月十五日迄に申出相成度若し申出なきときは異議なきものとして株式併合を実施致します尚株主は同日迄に株券を会社に提供、相成度併せて公告します。

昭和二十六年十二月六日

岡山市七日市二百三番地

旭工業株式会社

定時株主総会決議公告

昭和二十六年十一月三十日開催の当社第三十二期定時株主総会に於て左記の通り決議されましたから公告致します。

昭和二十六年十二月一日

大阪市西淀川区野里東四丁目九四番地 **大阪酸素工業株式会社**

取締役社長 鈴木彦次郎

株主各位

決議事項

第一号議案 第三十二期(自昭和二十六年五月一日至昭和二十六年十月三十一日)営業報告書、貸借対照表、財産目録及損益計算書並に利益金処分案承認の件は原案通り承認可決

第二号議案 定款変更の件 原案通り可決

第三号議案 取締役鈴木金男氏任期満了に付改選の件 選挙の結果再選重任と決定する

第四号議案 取締役及び監査役報酬総額改訂の件 一営業年度に付金五百万円以内と決定可決する

以上

第十三期決算公告

(昭和二十六年九月三十日現在)

貸借対照表

借方(資産の部)

現金	八六、九七五、一五九、三七
有価証券	三、三五〇、〇〇〇、〇〇
売掛金	一七、三五五、四四二、三九
受取手形	四三、一〇七、一五四、三一
割引手形	一二、二〇四、七二四、九〇
前払金	三、九五一、〇五五、五五
預け金	一、五一二、一二五、〇〇
建物	三、九五五、三一〇、〇〇
機械及装置	四三、七六三、三六八、三五
車輛及運搬具	一、五一二、一二五、〇〇
器具及備品	一、二〇九、六三二、一〇
建設仮勘定	一、〇七〇、〇〇〇、〇〇
施設利用権	一、〇七〇、六三二、一〇
未経過勘定	一、〇七〇、七一一、六〇
貸倒準備金	二五六、〇七四、七一一、六〇
前受金	二五、三三〇、〇〇〇、〇〇
預り金	三、二〇〇、〇〇〇、〇〇
仮受金	一二、九一〇、八一〇、〇一
前払費用	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
未収入金	一二、七九一、八〇一、〇一
貸倒引当金	二五六、〇七四、七一一、六〇
合計	二五六、三三〇、〇〇〇、〇〇

貸方(負債の部)

支払手形	一七、三五〇、四四二、三九
買掛金	四三、一〇七、一五四、三一
未払金	一二、二〇四、七二四、九〇
預り金	三、九五一、〇五五、五五
仮受金	一二、九一〇、八一〇、〇一
未払費用	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
貸倒準備金	一二、七九一、八〇一、〇一
合計	二五六、三三〇、〇〇〇、〇〇

第十三期決算公告

(昭和二十六年九月三十日現在)

貸借対照表

借方(資産の部)

現金	八六、九七五、一五九、三七
有価証券	三、三五〇、〇〇〇、〇〇
売掛金	一七、三五五、四四二、三九
受取手形	四三、一〇七、一五四、三一
割引手形	一二、二〇四、七二四、九〇
前払金	三、九五一、〇五五、五五
預け金	一、五一二、一二五、〇〇
建物	三、九五五、三一〇、〇〇
機械及装置	四三、七六三、三六八、三五
車輛及運搬具	一、五一二、一二五、〇〇
器具及備品	一、二〇九、六三二、一〇
建設仮勘定	一、〇七〇、〇〇〇、〇〇
施設利用権	一、〇七〇、六三二、一〇
未経過勘定	一、〇七〇、七一一、六〇
貸倒準備金	二五六、〇七四、七一一、六〇
前受金	二五、三三〇、〇〇〇、〇〇
預り金	三、二〇〇、〇〇〇、〇〇
仮受金	一二、九一〇、八一〇、〇一
前払費用	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
未収入金	一二、七九一、八〇一、〇一
貸倒引当金	二五六、〇七四、七一一、六〇
合計	二五六、三三〇、〇〇〇、〇〇

貸方(負債の部)

支払手形	一七、三五〇、四四二、三九
買掛金	四三、一〇七、一五四、三一
未払金	一二、二〇四、七二四、九〇
預り金	三、九五一、〇五五、五五
仮受金	一二、九一〇、八一〇、〇一
未払費用	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
貸倒準備金	一二、七九一、八〇一、〇一
合計	二五六、三三〇、〇〇〇、〇〇

清算事務報告

第四回決算公告

(昭和二十六年九月三十日現在)

貸借対照表

借方

現金及預金	五、四九七、五八八、二
受取勘定	八、九九二、一〇〇、〇
特別損失金	一〇、八〇〇、〇〇〇、〇
仮勘定損失金	四、七一六、四三五、七
合計	三〇、〇〇七、五七二、八九

貸方

資本金	四、五〇〇、〇〇〇、〇〇
再評価積立金	五四、九七二、九六〇、〇〇
別途積立金	一、三一〇、〇〇〇、〇〇
繰越利益剰余金	二、五〇〇、〇〇〇、〇〇
当期純利益	三三、三二七、〇四〇、九
合計	二四、二四九、六〇四、〇九
	五六、〇七四、七一六、〇

昭和二十六年十二月

東京都板橋区志村西台町二〇三

東邦産業株式会社

第三回決算公告

(昭和二十六年九月三十日現在)

貸借対照表

資産の部

現金及預金	五、六七九、六三五、六六
受取勘定	七五、〇四一、一〇〇、〇〇
仮勘定	一八、〇五四、五二一、八九
仮勘定利益金	三、〇〇〇、七五二、八九
計	五、七八四、四二三、七八八

旧石川島芝浦タービン株式会社

清算人 小倉 義彦

第三期決算公告

(自昭和二十六年四月一日至昭和二十六年九月三十日)

貸借対照表

貸方(負債の部)

資本金	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
積立金	一三、九一〇、〇〇〇、〇〇
別途積立金	一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
繰越利益剰余金	八、一七四、六九九、四八
当期利益金	一三、一八二、五七五、五七
計	四五、〇九〇、〇〇〇、〇〇
	五、六五三、三七三、七二

第三期決算公告

(自昭和二十六年四月一日至昭和二十六年九月三十日)

貸借対照表

貸方(負債の部)

資本金	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
積立金	八、二四五、七〇六、八四
別途積立金	三、三二八、七四三、五三
繰越利益剰余金	九九四、〇三四、七〇
当期利益金	六、三六九、五三六、九四
計	一一五、二九九、〇六
	五、六五三、三七三、七二

東方運輸株式会社

東京都中央区日本橋小舟町二の七

第三期決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

貸借対照表

借方(資産の部)

建物	一、三五一、〇五五、〇〇
機械装置	二、七一一、〇四五、三五
構築物軌道及運搬具	二、九一〇、〇三九、三一
車輛及運搬具	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
器具及備品	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
土地	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
貸倒引当金	一三、九一〇、〇〇〇、〇〇
前払費用	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
未収入金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
貸倒準備金	一三、九一〇、〇〇〇、〇〇
合計	一一五、二九九、〇六

貸方(負債の部)

支払手形	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
買掛金	九、〇九八、八一九、七三、七二
未払金	四、一六八、〇〇〇、〇〇
預り金	三、三〇〇、〇〇〇、〇〇
仮受金	二、二七九、四三九、二五
未払費用	九、〇九八、八一九、七三、七二
貸倒準備金	一三、九一〇、〇〇〇、〇〇
合計	一一五、二九九、〇六

第十五期決算公告

(昭和二十六年九月三十日現在)

貸借対照表

借方		貸方	
貨物自動車運送事業興業費	一八、〇四五、七四七、〇〇	貯蔵品	四、一三三、二三一、九七
車輛運搬具	一六、四八八、五五六、〇八	未収入金	九四八、〇一五、七四
工具器具備品	一、二八五、〇〇〇、〇〇	銀行預金	三、七四九、〇一五、七四
土地	一、七五〇、〇〇〇、〇〇		
資金	一、一六〇、〇〇〇、〇〇		

第十五期決算公告

(昭和二十六年九月三十日現在)

貸借対照表

借方		貸方	
現金及預金	二四、七三一、五五〇、〇〇	資本金	二五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
固定資産	二七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	積立金	一、二五五、八八五、五五
流動資産	一、七四四、三〇二、八〇	流動負債	二、二七二、四五五、〇〇
合計	貸方(負債の部)	前期繰越金	一、七五七、三一五、九三五
		当期利益金	一、六五二、一五八、〇五五
		合計	二九、七二七、四五五、〇〇

株式会社平和商会

東京都中央区新川一丁目六番地

第七期決算公告

昭和二十六年十一月二十九日

東京都大田区西六郷一丁目四番地

株式会社大倉陶園

第七期決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

貸借対照表

借方(資産の部)

現金及預金	二一四、七三一、五五〇、〇〇
固定資産	二七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
流動資産	一、七四四、三〇二、八〇
合計	貸方(負債の部)

資本金	二五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
積立金	一、二五五、八八五、五五
流動負債	二、二七二、四五五、〇〇
前期繰越金	一、七五七、三一五、九三五
当期利益金	一、六五二、一五八、〇五五
合計	二九、七二七、四五五、〇〇

第二十五期決算公告

貸借対照表

(昭和二十六年九月三十日現在)

資産の部

当座資産	四四、八一〇、九七六、九一
棚卸資産	三五、六、八七一、七四九、八六
固定資産	一六、一三六、〇一〇、九七
仮勘定	一七、三五五、〇〇〇、〇〇
合計	九五〇、九四三、七八二、五六

負債の部

短期負債	九〇、九八、八一九、七三、七二
長期負債	四一、六八、〇〇
当期利益金	三三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
合計	二二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
	二二、七九、四三九、二五
	二、五七一、七六八、一九九
	九〇、九四三、七八二、五六

産業振興株式会社

第十五期決算公告

(昭和二十六年九月三十日現在)

貸借対照表

借方(資産の部)

現金	一、三五〇、〇〇〇、〇〇
当座預金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
定期預金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
受取手形	一、一七五、〇〇〇、〇〇
売掛金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
有価証券	一、一七五、〇〇〇、〇〇
仕掛品	一、一七五、〇〇〇、〇〇
貯蔵品	一、一七五、〇〇〇、〇〇
前払費用	一、一七五、〇〇〇、〇〇
未収入金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
土地	一、一七五、〇〇〇、〇〇
建物	一、一七五、〇〇〇、〇〇
機械及装置	一、一七五、〇〇〇、〇〇
車輛及運搬具	一、一七五、〇〇〇、〇〇
器具及備品	一、一七五、〇〇〇、〇〇
建設仮勘定	一、一七五、〇〇〇、〇〇
施設利用権	一、一七五、〇〇〇、〇〇
繰延資産	一、一七五、〇〇〇、〇〇
合計	二三、五〇〇、〇〇〇、〇〇

貸方(負債の部)

支払手形	一、一七五、〇〇〇、〇〇
買掛金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
未払金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
預り金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
仮受金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
未払費用	一、一七五、〇〇〇、〇〇
貸倒準備金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
合計	二三、五〇〇、〇〇〇、〇〇

第十五期決算公告

(昭和二十六年九月三十日現在)

貸借対照表

借方(資産の部)

現金及預金	一、三五〇、〇〇〇、〇〇
当座預金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
定期預金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
受取手形	一、一七五、〇〇〇、〇〇
売掛金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
有価証券	一、一七五、〇〇〇、〇〇
仕掛品	一、一七五、〇〇〇、〇〇
貯蔵品	一、一七五、〇〇〇、〇〇
前払費用	一、一七五、〇〇〇、〇〇
未収入金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
土地	一、一七五、〇〇〇、〇〇
建物	一、一七五、〇〇〇、〇〇
機械及装置	一、一七五、〇〇〇、〇〇
車輛及運搬具	一、一七五、〇〇〇、〇〇
器具及備品	一、一七五、〇〇〇、〇〇
建設仮勘定	一、一七五、〇〇〇、〇〇
施設利用権	一、一七五、〇〇〇、〇〇
繰延資産	一、一七五、〇〇〇、〇〇
合計	二三、五〇〇、〇〇〇、〇〇

貸方(負債の部)

支払手形	一、一七五、〇〇〇、〇〇
買掛金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
未払金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
預り金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
仮受金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
未払費用	一、一七五、〇〇〇、〇〇
貸倒準備金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
合計	二三、五〇〇、〇〇〇、〇〇

第十五期決算公告

(昭和二十六年九月三十日現在)

貸借対照表

借方(資産の部)

現金及預金	一、三五〇、〇〇〇、〇〇
当座預金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
定期預金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
受取手形	一、一七五、〇〇〇、〇〇
売掛金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
有価証券	一、一七五、〇〇〇、〇〇
仕掛品	一、一七五、〇〇〇、〇〇
貯蔵品	一、一七五、〇〇〇、〇〇
前払費用	一、一七五、〇〇〇、〇〇
未収入金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
土地	一、一七五、〇〇〇、〇〇
建物	一、一七五、〇〇〇、〇〇
機械及装置	一、一七五、〇〇〇、〇〇
車輛及運搬具	一、一七五、〇〇〇、〇〇
器具及備品	一、一七五、〇〇〇、〇〇
建設仮勘定	一、一七五、〇〇〇、〇〇
施設利用権	一、一七五、〇〇〇、〇〇
繰延資産	一、一七五、〇〇〇、〇〇
合計	二三、五〇〇、〇〇〇、〇〇

貸方(負債の部)

支払手形	一、一七五、〇〇〇、〇〇
買掛金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
未払金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
預り金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
仮受金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
未払費用	一、一七五、〇〇〇、〇〇
貸倒準備金	一、一七五、〇〇〇、〇〇
合計	二三、五〇〇、〇〇〇、〇〇

P.200

昭26.12.11. 第7478号

第十四期決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

貸借対照表

資産の部

現金及預金	五七三、二七一、七九
固定資産	二、九六三、六三六、三九
流動資産	四、七三三、五三五、三五
合計	八三一、〇六〇、八六

負債の部

資本金	三四八、一九〇、〇〇
再評価積立金	九八五、四四二、〇〇
流動負債	三四、四三一、五二八
前期繰越金	五七、〇九〇、九〇五
当期利益金	一〇七、六八九、九〇
合計	八三一、〇六〇、八六

東京都中央区新川二丁目一番地

日邁自動車整備株式会社

第十期決算公告

（昭和二十六年九月三十日現在）

貸借対照表

借方

現金預貯金	一〇、一六九、一三五、四〇〇
受取手形	一九三、八七〇、〇〇〇
売掛金	七、八〇八、一四七、一三五
有価証券	九八八、〇〇〇
工事仕掛品	六、一四五、七一六、七三一
前払費用	三、六三三、一三八、〇四〇
仮払金	四五、九五〇、〇〇〇
土地	四七、三七〇、三五〇
建物	一、六二七、一七三、〇〇〇
建具	六七九、四九五、五〇〇
什器備品	一、二六九、三五五、〇〇〇
支店勘定	三、八三一、四五〇、三九五
当期損失金	一、七三三、二一三、八六〇
合計	三、八三一、四五〇、三九五

貸方

支払手形	七、二九一、三五四、四〇〇
買掛金	三、八三九、一五一、一五〇
仮受金	一、〇〇〇、五三五、六〇〇
未払金	一、七〇九、六一七、三三〇
前受金	七、五〇〇、〇〇〇
預り金	一、一三三、八八八、四〇〇
未払税金	一、七三三、八八八、四〇〇
前期繰越利益	四五、九五八、二一三、四九五
資本金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
資本剰余金	八五五、〇〇〇、〇〇〇
再評価積立金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
利益準備金	三、七五〇、〇〇〇
別途積立金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
前期繰越金	四〇、八七八、七二四、七七
当期純利益	一四六、八四〇、二四〇、三三
合計	一四六、八四〇、二四〇、三三

昭和二十六年十二月六日

神戸市生田区中山手通二丁目一〇八番地

神栄生糸株式会社

第八回決算公告

（自昭和二十六年四月一日　至昭和二十六年九月三十日）

貸借対照表

資産の部（借方）

土地	二、一四三、〇〇三、〇〇

昭和二十六年十一月三十日

東京都中央区新川二丁目二番地

新日本電設株式会社

第五期決算公告

貸借対照表

（昭和二十六年九月三十日現在）

資産の部

土地	四、五七五、七八八、〇〇〇
建物	二、一九一、七七七、〇〇〇
機械器具	八六、〇一〇、〇〇〇
意匠商標権	九三、〇〇〇、〇〇〇
出資	四、四六六、二一二、〇〇〇
製品及仕掛品	二、二三四、〇〇〇、〇〇〇
原材料	四、二五五、九六〇、五六〇
得意先勘定	六、六三二、三五九、七五五
受取手形	四、五三五、九六〇、五六〇
未経過保険料及利息	一、四五一、七九三、〇〇〇
預金及現金	二、二一二、一〇一、四四四
仮拂金	七九五、四〇三、〇〇〇
前期繰越	二、二一二、三五七、五五六
合計	二、二一二、三五七、五五六

負債の部

資本金	六、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
法定積立金	二、〇二〇、〇〇〇、〇〇〇
仕入先勘定	二、一七〇、九二〇、〇〇〇
支拂手形	五、三五五、九六〇、〇〇〇
預り金	四、五三五、九六〇、五六〇
特売引当金	七三七、三四〇、〇〇〇
当期利益金	二、一三七、三五七、五五六
合計	二、二一二、三五七、五五六

新高製菓株式会社

第二十期決算公告

貸借対照表

資産の部

現金預金	九三、九〇六、八七七
社内立替金	二、〇八一、三一六、四四四
前拂費用	三三四、九七五、〇〇〇
有価証券	九一、八九〇、〇三五、〇〇〇
営業保証金	二、〇〇〇、〇〇〇
協会勘定	二九六、八一〇、〇〇〇
有形固定資産	一九三、三四五、〇〇〇
無形固定資産	九五、三三七、〇三二
合計	九五、三三七、〇三二

負債の部

借入金	三三、五四七、〇〇〇
支拂手形	二七、九九九、五五〇、〇〇〇
顧客よりの預り金	五五、五〇〇、〇〇〇
その他預り金	九七、二八二、七二一
資本金	三〇、〇〇〇、〇〇〇
利益準備金	二、〇〇〇、〇〇〇
当期未処分利益	二九九、四五五、五九〇
合計	九五、三三七、〇三二

東京都千代田区丸の内二の十八

泉屋証券株式会社

第九期決算公告

貸借対照表

昭和二十六年九月三十日現在

資産の部

船舶	四九〇、九五六、七〇〇
土地	四五、五五〇、〇〇〇
建物	一、三五〇、三六〇、〇〇〇
什器備品	三〇四、五九〇、〇〇〇
備品	四、二三三、一〇四、九一四
銀行勘定	二、〇〇〇、〇〇〇
物品勘定	三〇四、五九〇、〇〇〇
現有価証券	四、二三三、一〇四、九一四
受取手形	二、〇〇〇、〇〇〇
未収金	三、四七五、二九六、〇一六
出張所勘定	二、〇〇〇、〇〇〇
仮拂金	一、七〇九、六一〇、〇〇〇
保証勘定	二、〇〇〇、〇〇〇
建設仮勘定	三、〇〇〇、〇〇〇
仮拂勘定	二、〇〇〇、〇〇〇
未経過保険料	一、七〇九、六一〇、〇〇〇
三井船舶勘定	二、〇〇〇、〇〇〇
繰越損失金	二四、七五八、五六〇、二九九
当期損失金	一、九六、八六三、五五
合計	一、九六、八六三、五五

第十一回決算公告

貸借対照表

（昭和二十六年九月三十日現在）

資産の部

固定資産	一、〇四一、七二一、五八
棚卸資産	二、五四〇、一〇一、六〇
当座資産	三、〇一〇、四六八、八六
繰越損失金	七、〇二九、八五一、二三
合計	一、〇〇〇、〇〇〇

負債の部

資本金	四、五〇〇、〇〇〇

第二十二回決算公告

貸借対照表

（昭和二十六年九月三十日現在）

資産の部

固定資産	一、〇四一、七二一、五八
棚卸資産	二、五四〇、一〇一、六〇
当座資産	三、〇一〇、四六八、八六
繰越損失金	七、〇二九、八五一、二三
合計	一、〇〇〇、〇〇〇

負債の部

資本金	四、五〇〇、〇〇〇

酒精産業株式会社

第五十三期決算貸借対照表

昭和二十六年九月三十日現在

借方の部

現金及預金	三〇、八四二、一七九、二六〇
受取手形	一、九八八、五八八、四九八
売掛金	四、一九九、四三七、一〇一
有価証券	二、一四六、〇九五、一三三
買掛金	六、〇七九、五九〇、七〇〇
未収入金	一、〇二六、八九九、三五三
前渡金	二、八〇四、五二〇、〇〇〇
前拂費用	三、五二八、八七七、一六〇
仮拂金	七四、〇〇〇、〇〇〇
繰延勘定	二八三、八六一、四七三、〇〇〇
社債発行差金	九、五七三、一〇二、一五〇
合計	一、四二四、〇〇〇、〇〇〇

貸方の部

支拂手形	九九、五七八、八二六、六四〇
買掛金	八〇、六二四、〇一一、三二〇
未拂金	八〇、三六〇、〇〇〇、〇〇〇
仮受金	一、〇一四、一六〇、〇〇〇
預り金	一、一三〇、〇〇〇、〇〇〇
前受金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
未拂配当金	四、〇〇〇、〇〇〇
退職手当基金	二、〇〇〇、〇〇〇
社債	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇
資本金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
利益準備金	二、〇〇〇、〇〇〇
別途積立金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
当期利益金	一〇七、六八九、九〇五、八六
合計	一、四二四、〇〇〇、〇〇〇

七四円を以て損金の一部を補塡した。

昭和二十六年十一月

沼津市国産電機株式会社

第八十三期決算公告

昭和二十六年十月三十一日現在

貸借対照表

資産の部

流動資産	二、一六八、九〇四、八六
固定資産	一、一三〇、〇〇〇、〇〇〇
再評価積立金	九五六、五〇五、〇〇〇
当期損益	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	四、二五四、九一一、八六

負債の部

流動負債	一、二八一、九〇四、八六
固定負債	一、一三〇、〇〇〇、〇〇〇
資本金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
再評価積立金	九五六、五〇五、〇〇〇
当期損益	一四四、〇九六、八〇九、〇五
合計	四、二五四、九一一、八六

第十五期決算公告

（昭和二十六年九月三十日現在）

貸借対照表

借方

固定資産	五五、五三二、七一九、〇〇〇
棚卸資産	二、九六三、六三六、三九
当座資産	四、七三三、五三五、三五
繰越損失金	八三一、〇六〇、八六
合計	八三一、〇六〇、八六

貸方

資本金	三四八、一九〇、〇〇〇
再評価積立金	九八五、四四二、〇〇〇
流動負債	三四、四三一、五二八
前期繰越金	五七、〇九〇、九〇五
当期利益金	一〇七、六八九、九〇
合計	八三一、〇六〇、八六

東京都中央区北久太郎町四丁目五

辻久株式会社

第十二期決算公告

貸借対照表

（昭和二十六年九月三十日現在）

借方

現金及預金	一、〇九二、四一一、〇四〇
受取手形	一九三、八七〇、〇〇〇
売掛金	七、八〇八、一四七、一三五
有価証券	九八八、〇〇〇
工事仕掛品	六、一四五、七一六、七三一
前払費用	三、六三三、一三八、〇四〇
仮払金	四五、九五〇、〇〇〇
土地	四七、三七〇、三五〇
建物	一、六二七、一七三、〇〇〇
建具	六七九、四九五、五〇〇
什器備品	一、二六九、三五五、〇〇〇
支店勘定	三、八三一、四五〇、三九五
当期損失金	一、七三三、二一三、八六〇
合計	三、八三一、四五〇、三九五

貸方

支拂手形	七、二九一、三五四、四〇〇
買掛金	三、八三九、一五一、一五〇
仮受金	一、〇〇〇、五三五、六〇〇
未払金	一、七〇九、六一七、三三〇
前受金	七、五〇〇、〇〇〇
預り金	一、一三三、八八八、四〇〇
未払税金	一、七三三、八八八、四〇〇
前期繰越利益	四五、九五八、二一三、四九五
資本金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
資本剰余金	八五五、〇〇〇、〇〇〇
再評価積立金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
利益準備金	三、七五〇、〇〇〇
別途積立金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
前期繰越金	四〇、八七八、七二四、七七
当期純利益	一四六、八四〇、二四〇、三三
合計	一四六、八四〇、二四〇、三三

昭和二十六年十二月六日

神戸市生田区中山手通二丁目一〇八番地

神栄生糸株式会社

第五期決算公告

貸借対照表

（昭和二十六年九月三十日現在）

資産の部

土地	四、五七五、七八八、〇〇〇
建物	二、一九一、七七七、〇〇〇
機械器具	八六、〇一〇、〇〇〇
意匠商標権	九三、〇〇〇、〇〇〇
出資	四、四六六、二一二、〇〇〇
製品及仕掛品	二、二三四、〇〇〇、〇〇〇
原材料	四、二五五、九六〇、五六〇
得意先勘定	六、六三二、三五九、七五五
受取手形	四、五三五、九六〇、五六〇
未経過保険料及利息	一、四五一、七九三、〇〇〇
預金及現金	二、二一二、一〇一、四四四
仮拂金	七九五、四〇三、〇〇〇
前期繰越	二、二一二、三五七、五五六
合計	二、二一二、三五七、五五六

負債の部

資本金	六、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
法定積立金	二、〇二〇、〇〇〇、〇〇〇
仕入先勘定	二、一七〇、九二〇、〇〇〇
支拂手形	五、三五五、九六〇、〇〇〇
預り金	四、五三五、九六〇、五六〇
特売引当金	七三七、三四〇、〇〇〇
当期利益金	二、一三七、三五七、五五六
合計	二、二一二、三五七、五五六

新高製菓株式会社

第九期決算公告

貸借対照表

昭和二十六年九月三十日現在

資産の部

船舶	四九〇、九五六、七〇〇
土地	四五、五五〇、〇〇〇
建物	一、三五〇、三六〇、〇〇〇
什器備品	三〇四、五九〇、〇〇〇
備品	四、二三三、一〇四、九一四
銀行勘定	二、〇〇〇、〇〇〇
物品勘定	三〇四、五九〇、〇〇〇
現有価証券	四、二三三、一〇四、九一四
受取手形	二、〇〇〇、〇〇〇
未収金	三、四七五、二九六、〇一六
出張所勘定	二、〇〇〇、〇〇〇
仮拂金	一、七〇九、六一〇、〇〇〇
保証勘定	二、〇〇〇、〇〇〇
建設仮勘定	三、〇〇〇、〇〇〇
仮拂勘定	二、〇〇〇、〇〇〇
未経過保険料	一、七〇九、六一〇、〇〇〇
三井船舶勘定	二、〇〇〇、〇〇〇
繰越損失金	二四、七五八、五六〇、二九九
当期損失金	一、九六、八六三、五五
合計	一、九六、八六三、五五

第十三期決算公告

貸借対照表

（昭和二十六年九月三十日現在）

資産の部（借方）

受取手形	三八、九五一、七八〇
売掛金	九四四、〇〇〇、〇〇〇
有価証券	六一七、一八九、〇〇〇
未収金	一、三五〇、三六〇、〇〇〇
預り保証金	一、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇
仮受金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
容器仮受金	一、〇〇〇、〇〇〇
土地	一、三五〇、〇〇〇、〇〇〇
合計	六、三二六、九九一、七八〇

負債の部

支拂手形	四、六二五、六〇〇、〇〇〇
買掛金	一、〇一三、七六三、〇〇〇
未拂金	一、〇四三、七九〇、〇〇〇
預り保証金	三、四五三、〇〇五、〇〇〇
仮受金	四、七五五、八四四、〇〇〇
容器仮受金	八、〇〇〇、〇〇〇
借入金	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
再評価積立金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
利益準備金	二、〇〇〇、〇〇〇
任意積立金	三、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
退職慰労基金	三、〇〇〇、〇〇〇
納税準備金	七九四、三三〇、〇〇〇
前期繰越金	一、八三五、五四四、七九
当期利益金	二、一三五、三三八、〇〇〇
合計	二九、五九三、三八〇、〇〇〇

大阪府中河内郡布津町大字鴻池

一二一四　松本莫大小株式会社

第五期決算貸借対照表

昭和二十六年九月三十日現在

資産の部

固定資産	五五、七八〇、〇〇〇、〇〇〇
商品	一、六七四、三九三、八五五
製品	一、一〇四、一七〇、〇〇〇
原料	四、一七三、一〇八、一五五
貯蔵品	一、四一四、二五五、五〇〇
売掛金	九四四、三九五、四三三
受取手形	四、一〇四、一七〇、〇〇〇
仮拂金	一、四一四、二五五、五〇〇
有価証券	六、一六〇、〇〇〇
未収入金	一、八〇六、七五四、一三一
前拂費用	九四四、三九五、四三三
前渡金	四四、九二〇、〇〇〇
客先支用証券	八六三、五〇〇、〇〇〇
仮拂金	六、四四九、七二一、七八

負債の部

資本金	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
法定積立金	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
別途積立金	三三、五〇〇、〇〇〇
退職引当金	一一、九五四、〇〇〇
前期繰越金	一一四、一九七、一五五
当期利益金	一四四、〇八九、一二六
支拂手形	七四、七三三、一〇八、一五五
買掛金	六九、九四九、七〇一、二六
預り金	一四四、一七〇、〇〇〇
前受金	一四四、二五五、五〇〇
未拂金	六、一六〇、〇〇〇
預り保証金	一、八〇六、七五四、一三一
前拂費用	一三、一三三、八〇三、九一一
未拂配当金	四、〇〇〇、〇〇〇
退職手当基金	二、〇〇〇、〇〇〇
仮受金	四、〇〇〇、〇〇〇
社債	四〇〇、〇〇〇、〇〇〇
資本金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
利益準備金	二、〇〇〇、〇〇〇
別途積立金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
当期利益金	一〇七、六八九、九〇五、八六

第十四期決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

貸借対照表

資産の部

現金及預金	五七三、二七一、七九
固定資産	二、九六三、六三六、三九
流動資産	四、七三三、五三五、三五
合計	八三一、〇六〇、八六

負債の部

資本金	三四八、一九〇、〇〇〇
再評価積立金	九八五、四四二、〇〇〇
流動負債	三四、四三一、五二八
前期繰越金	五七、〇九〇、九〇五
当期利益金	一〇七、六八九、九〇
合計	八三一、〇六〇、八六

東京都中央区新川二丁目一番地

日邁自動車整備株式会社

第十期決算公告

（昭和二十六年九月三十日現在）

貸借対照表

借方

現金預貯金	一〇、一六九、一三五、四〇〇
受取手形	一九三、八七〇、〇〇〇
売掛金	七、八〇八、一四七、一三五
有価証券	九八八、〇〇〇
工事仕掛品	六、一四五、七一六、七三一
前払費用	三、六三三、一三八、〇四〇
仮払金	四五、九五〇、〇〇〇
土地	四七、三七〇、三五〇
建物	一、六二七、一七三、〇〇〇
建具	六七九、四九五、五〇〇
什器備品	一、二六九、三五五、〇〇〇
支店勘定	三、八三一、四五〇、三九五
当期損失金	一、七三三、二一三、八六〇
合計	三、八三一、四五〇、三九五

貸方

支拂手形	七、二九一、三五四、四〇〇
買掛金	三、八三九、一五一、一五〇
仮受金	一、〇〇〇、五三五、六〇〇
未払金	一、七〇九、六一七、三三〇
前受金	七、五〇〇、〇〇〇
預り金	一、一三三、八八八、四〇〇
未払税金	一、七三三、八八八、四〇〇
前期繰越利益	四五、九五八、二一三、四九五
資本金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
資本剰余金	八五五、〇〇〇、〇〇〇
再評価積立金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
利益準備金	三、七五〇、〇〇〇
別途積立金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
前期繰越金	四〇、八七八、七二四、七七
当期純利益	一四六、八四〇、二四〇、三三
合計	一四六、八四〇、二四〇、三三

昭和二十六年十一月三十日

東京都中央区日本橋江戸橋一の

森岡興業株式会社

第三期決算公告

貸借対照表

昭和二十六年九月三十日現在

資産の部

現金及預金	五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
受取手形	六六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
売掛金	一七、〇九〇、〇〇〇、〇〇〇
預り保証金	一四、九五〇、〇〇〇、〇〇〇
仮受金	八三、〇〇〇、〇〇〇
前受金	一六、二八六、七〇〇、〇〇〇
再評価積立金	五五、五〇〇、〇〇〇
利益準備金	二、八二五、七〇〇、〇〇〇
別途積立金	五、二五五、二一九、五一一
前期繰越金	一、三四九、四七二、〇〇〇
当期利益金	一四、四八三、八四二、二四三
合計	一四、四八三、八四二、二四三

負債の部

資本金	四、四四〇、〇〇〇、〇〇〇
法定積立金	一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
仕入先勘定	一、一四一、九〇九、九四
支拂手形	二、八一六、七四二、五六〇
買掛金	一、九五五、〇〇〇、〇〇〇
預り金	四、五三五、九六〇、五六〇
特売引当金	七三七、三四〇、〇〇〇
当期利益金	二、一三七、三五七、五五六
合計	二、二一二、三五七、五五六

第十一期決算公告

貸借対照表

（昭和二十六年九月三十日現在）

資産の部（借方）

受取手形	三八、九五一、七八〇
売掛金	九四四、〇〇〇、〇〇〇
有価証券	六一七、一八九、〇〇〇
未収金	一、三五〇、三六〇、〇〇〇
預り保証金	一、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇
仮受金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
容器仮受金	一、〇〇〇、〇〇〇
土地	一、三五〇、〇〇〇、〇〇〇
合計	六、三二六、九九一、七八〇

負債の部

支拂手形	四、六二五、六〇〇、〇〇〇
買掛金	一、〇一三、七六三、〇〇〇
未拂金	一、〇四三、七九〇、〇〇〇
預り保証金	三、四五三、〇〇五、〇〇〇
仮受金	四、七五五、八四四、〇〇〇
容器仮受金	八、〇〇〇、〇〇〇
借入金	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
再評価積立金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
利益準備金	二、〇〇〇、〇〇〇
任意積立金	三、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
退職慰労基金	三、〇〇〇、〇〇〇
納税準備金	七九四、三三〇、〇〇〇
前期繰越金	一、八三五、五四四、七九
当期利益金	二、一三五、三三八、〇〇〇
合計	二九、五九三、三八〇、〇〇〇

大阪酸素工業株式会社

第十期決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

貸借対照表（資産の部）

固定資産	五、七二六、六二七、二一
商品	一、〇四三、七九〇、一五
受取勘定	一四、五四〇、九二六、三七
現金及預金	六、〇一三、八六八、三五
割引手形	三、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
売掛金	一、一三八、五七〇、〇〇〇
仮拂金	一四、九一八、一四〇、〇〇〇
繰延勘定	一七、三六八、〇〇〇
社債発行差金	一、九〇一、〇〇〇
合計	一、四二六、八四四、二四〇、二三

負債の部

流動負債	一二八、八一九、〇四六、八六
固定負債	一、一三〇、〇〇〇、〇〇〇
資本金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
再評価積立金	九五六、五〇五、〇〇〇
当期損益	一四四、〇九六、八〇九、〇五
合計	一、四二四、〇〇〇、〇〇〇

第十期決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

貸借対照表（資産の部）

固定資産	五、七二六、六二七、二一
商品	一、〇四三、七九〇、一五
受取勘定	一四、五四〇、九二六、三七
現金及預金	六、〇一三、八六八、三五
割引手形	三、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
売掛金	一、一三八、五七〇、〇〇〇
仮拂金	一四、九一八、一四〇、〇〇〇
繰延勘定	一七、三六八、〇〇〇
社債発行差金	一、九〇一、〇〇〇
合計	一、四二六、八四四、二四〇、二三

負債の部

流動負債	一二八、八一九、〇四六、八六
固定負債	一、一三〇、〇〇〇、〇〇〇
資本金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
再評価積立金	九五六、五〇五、〇〇〇
当期損益	一四四、〇九六、八〇九、〇五
合計	一、四二四、〇〇〇、〇〇〇

第十三期決算公告

昭和二十六年十月三十一日現在

貸借対照表

資産の部

流動資産	二、一六八、九〇四、八六
固定資産	一、一三〇、〇〇〇、〇〇〇
再評価積立金	九五六、五〇五、〇〇〇
当期損益	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	四、二五四、九一一、八六

負債の部

流動負債	一、二八一、九〇四、八六
固定負債	一、一三〇、〇〇〇、〇〇〇
資本金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
再評価積立金	九五六、五〇五、〇〇〇
当期損益	一四四、〇九六、八〇九、〇五
合計	四、二五四、九一一、八六

第十二期決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

貸借対照表

資産の部

現金及預金	一、二八八、九〇四、八六〇
受取手形	一、一三〇、〇〇〇、〇〇〇
売掛金	九五六、五〇五、〇〇〇
有価証券	一四四、〇九六、八〇九、〇五
仮拂金	四、二五四、九一一、八六
合計	四、二五四、九一一、八六

負債の部

支拂手形	四、六二五、六〇〇、〇〇〇
買掛金	一、〇一三、七六三、〇〇〇
未拂金	一、〇四三、七九〇、〇〇〇
預り保証金	三、四五三、〇〇五、〇〇〇
仮受金	四、七五五、八四四、〇〇〇
容器仮受金	八、〇〇〇、〇〇〇
借入金	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
再評価積立金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
利益準備金	二、〇〇〇、〇〇〇
任意積立金	三、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
退職慰労基金	三、〇〇〇、〇〇〇
納税準備金	七九四、三三〇、〇〇〇
前期繰越金	一、八三五、五四四、七九
当期利益金	二、一三五、三三八、〇〇〇
合計	二九、五九三、三八〇、〇〇〇

大阪酸素工業株式会社

第十期決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

貸借対照表（資産の部）

固定資産	五、七二六、六二七、二一
商品	一、〇四三、七九〇、一五
受取勘定	一四、五四〇、九二六、三七
現金及預金	六、〇一三、八六八、三五
割引手形	三、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
売掛金	一、一三八、五七〇、〇〇〇
仮拂金	一四、九一八、一四〇、〇〇〇
繰延勘定	一七、三六八、〇〇〇
社債発行差金	一、九〇一、〇〇〇
合計	一、四二六、八四四、二四〇、二三

負債の部

流動負債	一二八、八一九、〇四六、八六
固定負債	一、一三〇、〇〇〇、〇〇〇
資本金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
再評価積立金	九五六、五〇五、〇〇〇
当期損益	一四四、〇九六、八〇九、〇五
合計	一、四二四、〇〇〇、〇〇〇

第十三期決算公告

昭和二十六年十月三十一日現在

貸借対照表

資産の部

流動資産	二、一六八、九〇四、八六
固定資産	一、一三〇、〇〇〇、〇〇〇
再評価積立金	九五六、五〇五、〇〇〇
当期損益	一、〇〇〇、〇〇〇
合計	四、二五四、九一一、八六

負債の部

流動負債	一、二八一、九〇四、八六
固定負債	一、一三〇、〇〇〇、〇〇〇
資本金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
再評価積立金	九五六、五〇五、〇〇〇
当期損益	一四四、〇九六、八〇九、〇五
合計	四、二五四、九一一、八六

第十二期決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

貸借対照表

資産の部

現金及預金	一、二八八、九〇四、八六〇
受取手形	一、一三〇、〇〇〇、〇〇〇
売掛金	九五六、五〇五、〇〇〇
有価証券	一四四、〇九六、八〇九、〇五
仮拂金	四、二五四、九一一、八六
合計	四、二五四、九一一、八六

負債の部

支拂手形	四、六二五、六〇〇、〇〇〇
買掛金	一、〇一三、七六三、〇〇〇
未拂金	一、〇四三、七九〇、〇〇〇
預り保証金	三、四五三、〇〇五、〇〇〇
仮受金	四、七五五、八四四、〇〇〇
容器仮受金	八、〇〇〇、〇〇〇
借入金	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
再評価積立金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
利益準備金	二、〇〇〇、〇〇〇
任意積立金	三、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇
退職慰労基金	三、〇〇〇、〇〇〇
納税準備金	七九四、三三〇、〇〇〇
前期繰越金	一、八三五、五四四、七九
当期利益金	二、一三五、三三八、〇〇〇
合計	二九、五九三、三八〇、〇〇〇

大阪酸素工業株式会社

第十期決算公告

昭和二十六年九月三十日現在

貸借対照表（資産の部）

固定資産	五、七二六、六二七、二一
商品	一、〇四三、七九〇、一五
受取勘定	一四、五四〇、九二六、三七
現金及預金	六、〇一三、八六八、三五
割引手形	三、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
売掛金	一、一三八、五七〇、〇〇〇

第7478号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
◉号外　十二月八日付第百四号二四頁

アスピード多数紙穿孔機

女子供でも楽に
堆積紙数三寸余の厚さを一動作で正確に穿孔する
全国電報局御採用【カタログ送呈】

中島精密工業株式会社
東京●杉並●堀ノ内　電話 中野 (38)1467・3406・4291番

第三十一回決算公告

貸借対照表
（昭和二十六年九月三十日現在）

熊本トヨタ自動車株式会社
熊本市池田町一五一

借方

土地建物及機械器具	七、一七六、五八三、三三
有価証券及投資	一、五〇三、三五六、三〇
原材料仕掛品及製品	二七、三七三、六二四、五八
売掛金	三八、〇九〇、二五九、五九
受取手形	一六、一二五、一一八、六八
仮拂金及供託保証金	一、七九〇、三〇〇、一九
預金及現金	五〇六、二六六、四八
未経過保険料及利子	三三七、五三三、〇〇
未決済勘定	一〇、八七一、八〇四、一五
前期繰越損失金	八、八八〇、〇九六、五六
合計	一二、六五四、九四二、八六

貸方

資本金	二、五〇〇、〇〇〇、〇〇
諸積立金	四、八六三、五六一、九六
支拂勘定	二〇、七四四、九五六、六九
前期繰越利益金	二、一六〇、三〇三、〇二
当期利益金	六、四三六、三五七、七九
合計	三六、七〇五、一七九、四六

第三十一回決算公告

貸借対照表
（昭和二十六年九月三十日現在）

千代田交易株式会社
二番地

資産の部

現金預金	五二、五〇五、六八三、三〇
受取手形	一〇、二四二、二一六、四五
売掛金	二五、一三八、一八六、四六
有価証券	五〇〇、〇〇〇、〇〇
商品	二二、三四九、二六一、〇二
仕掛品	八八〇、〇四〇、二五
修理貯蔵品	四九三、七二八、八〇
前拂金	四、六六五、八六七、〇〇
その他の流動資産	四、四八〇、八六八、二四
建物	五、六三五、四四三、一六
機械工具器具備品	九三四、五三九、〇〇
	七六七、六七六、〇〇
	四、五六八、三四六、七六

負債の部

土地投資有価証券	二、二〇二、三五七、〇〇
資産合計	五、二八九、〇〇〇、〇〇
	二三九、六五三、二一三、四四
支拂手形	九七、七六九、一七七、六九
買掛金	二六、五九五、九四〇、八〇
短期借入金	一四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
未拂費用	三、二九八、八六七、〇〇
前受金	四、五四〇、一三二、八七
預り金	二八、六三〇、〇〇〇、〇〇
未経過収入利息	四七〇、八一四、一八
その他の流動負債	八、七九八、四五七、〇〇
資本金	九七一、五九八、六九
再評価積立金	一五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
利益準備金	一、七五三、六五六、〇〇
別途積立金	一、五〇〇、〇〇〇、〇〇
退職手当積立金	八、五〇〇、〇〇〇、〇〇
税金引当金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
繰越利益剰余金	一五九、二九一、〇〇
当期純利益	一、二五七、九六六、七一
負債合計	二五、四〇七、三一一、五〇
	二三九、六五三、二一三、四四

前記の通り報告致します。
昭和二十六年九月三十日
大阪トヨタ自動車株式会社

貸借対照表

（昭和二十六年九月三十日現在）

山中電機株式会社
東京都大田区大森二丁目一九八

借方

現金預金	四〇九、三一〇、九九
売上債権	一一、五六五、八九二、六六
短期貸付金	二、三七四、六八七、七六
棚卸資産	一一二、六五四、九四二、八六
固定資産	一二三、七八九、一八一、九六
合計	四二、四五一、九〇八、二六

貸方

買入債務	一一、一五五、五六二、八四
短期借入金	三五、六七九、五四六、二〇
未拂費用	四、五七七、五四一、二六
預り金	四〇、四八三、六七九、六六
未拂法人税等	三〇、八九二、八五二、〇〇
前受収益	一二三、七八九、一八一、九六
資本金	四二、四五一、九〇八、二六
利益準備金	九、四七三、五三八、八五
別途積立金	三四、三八〇、〇〇〇、〇〇
当期利益金	一一、四〇二、七五五、八〇
	二三、〇八〇、〇〇〇、〇〇
	三、〇八〇、九七九、〇五
	一二三、七八九、一八一、九六

第二期決算報告

貸借対照表
昭和二十六年九月三十日現在

東洋伸銅所
東京都台東区上野元黒門町十二番地

借方（資産の部）

土地	三八〇、八六〇、〇〇
建物	八五〇、三三九、〇〇
機械	二、五一〇、九四四、九四
付属設備	一七二、一一五、九八
構築物	八三、六七六、〇〇
倉庫	八二五、九一九、四〇
製品	一、〇〇七、二九二、三一
原価	四、九四一、六二〇、〇〇
有価証券	一〇七、六〇五、九三
銀行預金	一〇一、六六四、一三
現金	一、七八四、〇一七、八九
支拂未決算	五四六、七一二、五〇
未収入金	九三五、一四一、一四
繰越損失金	一、五五九、一五三、二五
当期損失金	一五、八〇七、〇六二、四七
合計	

貸方（資本及び負債の部）

資本金	五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
仮預金	三、〇一三、九六五、〇〇
拂金	七、四二九、六八四、九七
未拂金	三六三、四一二、五〇
配当金	一五、八〇七、〇六二、四七
利子	
計	

昭和二十六年十一月三十日
東京都台東区上野桜木町二三番地
菱光化学工業株式会社

第八期決算報告

貸借対照表
昭和二十六年九月三十日現在

借方（資産の部）

有価証券	三、五〇〇、〇〇〇、〇〇
商品	五三七、八九九、三五
現金	一二、九一四、一二
受取手形	一、一七九、九〇〇、〇〇
銀行預金	六〇七、〇三四、〇五
売掛金	八、一五五、六六〇、〇〇
未収入金	三四一、五〇〇、〇〇
仕拂金	一二三、三七二、〇〇
前拂費用	二六五、九一〇、〇〇
受取利息	四七〇、八一四、一八
未収収益	八、七九八、四五七、〇〇
仮拂金	九七一、五九八、六九
未決算	一五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
仮拂消費税	一、七五三、六五六、〇〇
繰延税金資産	一、五〇〇、〇〇〇、〇〇
未収入金	八、五〇〇、〇〇〇、〇〇
仕掛品	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
原材料	一五九、二九一、〇〇
貯蔵品	一、二五七、九六六、七一
前拂金	二五、四〇七、三一一、五〇
仮拂金	二三九、六五三、二一三、四四

負債の部

支拂手形	九七、七六九、一七七、六九
買掛金	二六、五九五、九四〇、八〇
短期借入金	一四、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
未拂金	三、二九八、八六七、〇〇
未拂費用	四、五四〇、一三二、八七
前受金	二八、六三〇、〇〇〇、〇〇
預り金	四七〇、八一四、一八
未経過収入利息	八、七九八、四五七、〇〇
その他の流動負債	九七一、五九八、六九
資本金	一五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
再評価積立金	一、七五三、六五六、〇〇
利益準備金	一、五〇〇、〇〇〇、〇〇
別途積立金	八、五〇〇、〇〇〇、〇〇
退職手当積立金	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇
税金引当金	一五九、二九一、〇〇
繰越利益剰余金	一、二五七、九六六、七一
当期純利益	二五、四〇七、三一一、五〇
負債合計	二三九、六五三、二一三、四四

前記の通り報告致します。
昭和二十六年九月三十日
大阪トヨタ自動車株式会社

創業明治二十七年
輪轉式堀井謄寫機
ミリアタイプ原紙
タイガー印複寫紙
堀井謄寫版
堀井謄写堂株式会社
東京都千代田区神田鍛冶町
電話 神田(25)418.422.423

定価　一ヶ月　二百十円　一部　九円　送料実費
公告料　公告　八ポイント一行　十七字詰百円
但し、会社等解散・減資・合併・組織変更公告一件一回　千五百円
広告料　広告　八ポイント一行　十七字詰相当　二百円
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五
印刷庁　電話九段(33)三一一五九
振替東京一九〇〇〇　官報課